

電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和四十五年五月二十三日法律第九十六号)の逐条解説
(平成二十年十二月版)

第1章 総則

本章は、本法の目的及び本法において用いられるもっとも基本的な用語についての定義を明らかにしたものである。

(目的)

第1条 この法律は、電気工事業を営む者の登録等及びその業務の規制を行うことにより、その業務の適正な実施を確保し、もって一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安の確保に資することを目的とする。

【趣旨】

本条は、電気工事業の業務の適正化に関する法律(以下「電気工事業法」という。)全体の目的を示したものである。

【解説】

1. 本条は本法の目的が、一般用電気工作物(電気工事士法第2条第1項に規定する電気工作物をいう。以下同じ。)又は自家用電気工作物(電気工事士法第2条第2項に規定する電気工作物をいう。以下同じ。)の設置等の工事を行う事業を営む者、すなわち電気工事業を営む者の登録等とその業務の規制を行うことによって、需要家の設置する一般用電気工作物及び自家用電気工作物による感電、電気火災、電波障害等の危険及び障害の発生を防止し、もって保安の確保に資するものであることをうたっている。

本法の目的は、あくまでも電気工事業の業務の適正な実施の確保による一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安確保にあるのであって、その規制の範囲はおのずから限定されるべきものであり、過当競争防止等のような経済規制を行うことは本法の意図するところではない。

2. 本法の制定時の制定理由は、次のようなものであった。

すなわち、国民生活の高度化に伴って、各種の電気用品が広く普及し家庭における電気の使用が著しく増大するとともに、家屋構造の変化、屋内配線技術の革新等と相まって一般家庭等に設置される一般用電気工作物は、著しく複雑化、大型化し、これに伴い一般用電気工作物の保安の確保の要請が高まりつつあった。

これに対し、当時一般用電気工作物に関する保安の確保を図るための法的措置としては、「電気用品取締法(現在電気用品安全法)」によって配線材料(電線、ヒューズ、配線器具等)の製造、販売及び使用を規制して不良品の出廻りを防止し、「電気工事士法」によって、一般用電気工作物の設置の工事の作業に従事する者の資格及び義務を定め、さらに電気工事士以外の者が一般用電気工作物の工事の作業を行うことを禁止することによって、一般用電気工作物の工事の欠陥による災害の発生を防止し、「電気事業法」によって需要家の一般用電気工作物が設置された時及び変更の工事が完成した時、及びその後隔年1回以上当該一般用電気工作物の技術基準の適合状況調査義務を電気事業者に課して、一般需要家の保安確保を補完する等の措置が既にあった。

しかしながら、一般用電気工作物を設置する一般需要家は、通常電気工事に関する専門的知識に乏しく、その設置等の工事を行う電気工事士を自ら監督指導してその安全性

の確保を図ることができないのが実情であり、また電気工事士は通常、電気工事業者の従業員として工事に従事しているため、電気工事業者に対し十分な規制を行っていない法体系は、一般用電気工作物の保安を確保するため十分とはいえない状態にあった。

このため、電気工事士を雇い電気工事を行う電気工事業者を監督指導し、その業務を規制する法的措置を講ずることによって一般用電気工作物の保安の確保を図ることとしたのである。

なお、電気工事に関連する法令としては、前述した三つの電気関連法規のほかに、「建設業法」、「建築士法」、「建築基準法」、「消防法」、「労働安全衛生法」に基づく労働安全衛生規則等があげられ、本法の制定に当たってその関係が種々論議されたところであるが、これはいずれも直接一般用電気工作物の保安を確保することを目的としたものではなく電気工事業に対する保安上の規制をまっとうできるものではない。

これらのうち、建設業法がもっとも本法の規制と類似している部分が多い。しかし同法は、土木建築等に関する各種工事（電気工事を含む 28 種類）について請負関係の適正化等建設工事としての総合的な観点から建設工事の適正な施工を確保するとともに建設業の健全な発達に資することを目的として建設業者を規制しているものである。

したがって、電気工事業についても建設業の一業種として許可の対象となり、所定の規制を加えられてはいるものの、その規制は、一般用電気工作物の保安の確保を図る観点からみると、必ずしも十分なものとは考えられないものである。

3. 本法が施行されて以来、一般用電気工作物の保安レベルは著しく向上し、本法が果たしてきた役割には極めて大きなものがあるが、次のような背景から、昭和 62 年に本法が改正されるに至った。

すなわち、自家用電気工作物の保安については、従来から、自家用電気工作物のような大型の電気設備の設置者であれば電気保安に関して十分な知識を有しており、設置者を規制すれば保安は確保し得るとの考え方から、工事施工段階を本法等によって規制することはせず、電気主任技術者の選任を義務付ける等の電気事業法上の規制によってきた。

しかしながら、自家用電気工作物の電気保安の状況をみると、工事段階における不備が主要な原因の一つとなって最大電力 500kW 未満の工作物を中心に事故が発生し、また、この大半が波及事故となって周辺の需要家に対し広域停電を誘発しており、特に、首都圏では停電 5 回ないし 7 回に 1 回はこの波及事故によるものとなっていた。このことは、コンピュータ化、オフィスオートメーション化に代表される新たな高度情報化社会を迎え、極めて質の高い電力供給を必要とするわが国にとって重大な脅威となっていた。

昭和 62 年の本法改正は、このような状況にかんがみ、自家用電気工作物の電気工事を行う場合についても、電気工事業者に対して、所要の資格を有する第一種電気工事士（電気工事士法第 3 条第 1 項に規定する第一種電気工事士をいう。以下同じ。）等の使用を義務付けること等により、その保安レベルを抜本的に高めようとしたものである。

4. 「一般用電気工作物」及び「自家用電気工作物」は、第 2 条の解説を参照のこと。

5. 「業務の規制」とは、電気工事業の業務のうち、一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安の確保の観点に限って行う規制をいい、経理等の業務は含まれない。具体的には第 3 章の各条に規定されている内容である。

(定義)

第2条 この法律において「電気工事」とは、電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第3項に規定する電気工事をいう。ただし、家庭用電気機械器具の販売に付随して行う工事を除く。

2 この法律において「電気工事業」とは、電気工事を行なう事業をいう。

3 この法律において「登録電気工事業業者」とは次条第1項又は第3項の登録を受けた者を、「通知電気工事業業者」とは第17条の二第1項の規定による通知をした者を、「電気工事業業者」とは登録電気工事業業者及び通知電気工事業業者をいう。

4 この法律において「第一種電気工事士」とは電気工事士法第3条第1項に規定する第一種電気工事士を、「第二種電気工事士」とは同条第2項に規定する第二種電気工事士をいう。

5 この法律において「一般用電気工作物」とは電気工事士法第2条第1項に規定する一般用電気工作物を、「自家用電気工作物」とは同条第2項に規定する自家用電気工作物をいう。

【趣旨】

本条は、本法において用いられる最も基本的な用語を定義したものである。

【解説】

1. 本条第1項は、本法の基本となる電気工事の定義を定めている。「電気工事」とは、電気工事士法第2条第3項に規定する電気工事であり、「一般用電気工作物又は自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事」をいう。第1項ただし書では、「家庭用電気機械器具の販売に付随して行う工事」を電気工事から除外しているが、これは、家庭用電気機械器具の販売業者が、電気機械器具（テレビジョン受信機、電気ストーブ、電気洗濯機等の機器）の販売に伴って、例えばその機器用のコンセントを設ける等の配線工事を局部的に行うことが消費者サービス上一般化している場合があること、家庭用電気機械器具の販売に伴う消費者への便宜を図ること等を考慮して、この法律でいう電気工事の範囲から除外し、電気工事業の登録を受けていない家庭用電気機械器具販売者であっても、電気工事士が、その作業に従事する場合であれば、これを行い得ることとしたものである。また、山間僻地など電気工事業業者がいない場合もあるため、家庭用電気機械器具の販売に付随する定型的、かつ軽易な工事についても、これを行い得るとしたものである。

もちろん幹線に係る工事、分岐回路の増設工事、分岐回路に設置されている分岐過電流保護器の容量変更を伴う工事あるいは屋側配線又は屋外配線に係る工事については、本法の登録を受けた者が行うべきものである。

2. 「家庭用電気機械器具」とは、ラジオ受信機、テレビジョン受信機、扇風機、電気冷蔵庫、電気洗たく機、電気こんろ、電子レンジ、電気アイロン、電気ストーブ、電気こたつ、電気スタンド、白熱電灯、その他これらに類する電気機器であって、主として家庭で使用されるものをいう。ただし、解説1で述べた本規定の趣旨を踏まえると、電圧200V以上で使用する電気機器に係る工事は本法の登録を受けた者が行うべきものである。

3. 「販売に付随して行う工事」とは、販売した者が販売行為に伴ってその販売した物に係

る工事(解説1で述べた幹線に係る工事等の工事は当然除外されるべきである。)をいい、他人が販売した物に係る工事や販売の当初に施工する工事以外の工事は除かれると解釈されている。

4. 第2項の「電気工事業」とは、第1項の電気工事の施工を反復・継続して行う事業をいうが、電気工事の施工を反復・継続して行う事業とは次のような場合をいう。他の者から依頼を受けた者が自らその電気工事の全部又は一部の施工を反復・継続して行う場合をいい、有償・無償の行為を問わない。このため、他の者から依頼を受けずに電気工事を行う場合(例えば、電気工事士の免状を有する者が、たまたま自宅の電気工事を行う場合等)や、試験的、一時的に電気工事を行う場合等は含まれないと解釈されている。例えば、ビル管理業者がそのビル管理の必要上当該ビル内の電気工事を自らが反復・継続して行っている場合であっても、これは電気工事業には該当しないが他の者から依頼を受けて電気工事を行う部分が含まれればこの限りではないと解釈される。また、他の業をもつ者がたまたま1回限り電気工事を行う場合や、住宅メーカーが、自らがアフターサービスとして一時的に行うコンセントやスイッチの取り替え(造営材に取り付けてある配線器具の不具合による交換であって、新設や移設、増設を含まない)についても、電気工事業には該当しないと解釈されるが、当該作業は電気工事士法に基づき電気工事士が行う必要がある。なお、家電機器販売業者が、軽微な工事をやりながら、電気工事をたまたま断続して1、2件施工するような場合は、電気工事業に該当すると解釈されている。
5. 第3項の「登録電気工事業者」とは、次条第1項又は第3項の経済産業大臣又は都道府県知事の登録を受けて電気工事業を営む者をいう。「通知電気工事業者」とは、第17条の2の第1項の規定により経済産業大臣又は都道府県知事に事業開始の通知を行って、自家用電気工作物のみに係る電気工事業を営む者をいう。
6. 第4項の「第一種電気工事士」とは、電気工事士法第3条第1項に規定する第一種工事士免状の交付を受けている者をいう。「第二種電気工事士」とは、電気工事士法第3条第2項に規定する第二種電気工事士免状の交付を受けている者をいう。
7. 第5項の「一般用電気工作物」とは、電気工事士法第2条第1項に規定されているとおり電気事業法第38条第1項において、他の者から経済産業省令で定める電圧(具体的には600V)以下の電圧で受電し、その受電の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)において、その受電に係る電気を使用するための電気工作物(これと同一の構内に、かつ、電氣的に接続して設置する小出力発電設備を含む。)であって、その受電のための電線路以外の電線路により、その構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの(ただし、同法施行規則第48条第1項各号に規定するものを除く。)をいう。概括的にいえば、一般家庭、商店等の屋内配電設備等がこれに該当する。なお、「小出力発電設備」とは、次に該当するもので、これらは一般用電気工作物として扱われる。
- ・ 太陽電池発電設備又は風力発電設備であって、出力20kW未満のもの
 - ・ 水力発電設備(ダムを伴うものを除く。)又は内燃力発電設備であって、出力10kW未満のもの
 - ・ 燃料電池発電設備(固体高分子型又は固体酸化物型のものであって、燃料・改質系統設備の最高使用圧力が〇・一メガパスカル(液体燃料を通ずる部分にあっては、一・

○メガパスカル)未満のものに限る。)であって出力十キロワット未満のもの

8. 第5項の「自家用電気工作物」とは、同じく電気工事士法第2条第2項に規定されているとおり電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物(電気事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物すなわち概括的にいえば、ビル、工場等の発電・変電設備・需要設備等が該当する。)から発電所、変電所、最大電力500kW以上の需要設備、送電線路、保安通信設備を除いたものをいう。これらの除外される設備の設置者は電気保安に関する十分な知識を有しており、事実上、電気工事業者の選定も含めて、工事に関して十分的確に保安を確保できる体制にあると考えられ、事実、事故発生率も低いことから、本法の対象たる「自家用電気工作物」から除外しているものである。したがって、対象に含まれるのは、最大電力500kW未満の需要設備であり、概括的にいえば、中小ビルの設備等がこれに該当する。

第2章 登録等

本章は、電気工事業者の登録等に関する規定を定めており、18条からなり、本法の中心をなすものである。

ただし、建設業法の規定により許可を受けた建設業者については第34条第1項の規定により本章は適用されない。

(登録)

第3条 電気工事業を営もうとする者(第17条の2第1項に規定する者を除く。第3項において同じ。)は、二以上の都道府県の区域内に営業所(電気工事の作業の管理を行わない営業所を除く。以下同じ。)を設置してその事業を営もうとするときは経済産業大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設置してその事業を営もうとするときは当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 登録電気工事業者の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き電気工事業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

【趣旨】

本条は、電気工事業を営もうとする者は、自家用電気工作物のみに係る電気工事業を営もうとする場合を除き、登録を受けなければならないこと、かかる登録電気工事業者の登録の有効期間を5年とすること及び有効期間の更新に関する手続きを定めた規定である。

【解説】

1. 登録電気工事業者の登録は、登録電気工事業者の工事に関する保安の確保の能力を担保する観点から、登録電気工事業者として不適格な者をあらかじめチェックするためのものである。その法律的な性質は、営業免許とは一応異なっているが、本法では登録を受

けないと営業できないとしているので実質的には営業免許と変わるところはない。

なお、憲法第 22 条第 1 項の規定によって保障されている職業選択の自由に対し、公共の福祉のためにこれを制限しようとするものであるから、登録の拒否事項を明確に規定（第 6 条）し、国民の権利を不当に制限しないように配慮し、これに該当する場合を除き経済産業大臣又は都道府県知事は登録電気工事業者登録簿に登録しなければならないこととされている。（第 5 条）

2. 登録の有効期間（5 年）を設けたのは、ある一定期間を区切って営業の存在の有無及び登録の拒否事項に該当していないことを確認することによって登録が実体とかい離することを防止し、登録制度の有効適切な運用を確保するためである。なお、その期間は短い方が望ましいが、業界の実体、業者に与える負担の程度等を勘案し、5 年と定めている。（建設業法の建設業者の許可（5 年））

3. なお、昭和 62 年の法律の改正で、自家用電気工作物の電気工事のみに係る電気工事業を営もうとする者については、登録制度はとらないものの、その存在を把握しておくため、新たに事業の開始を行政庁にあらかじめ通知させることとした。（第 17 条の 2 参照）

4. 第 1 項の「電気工事業を営もうとする者」とは、営利の目的をもって、電気工事業を行おうとする者をいい、その者が自然人たると法人たるとを問わないが、自家用電気工作物のみに係る電気工事業を営もうとする者は除外される。

「営もうとする」とは、営利の目的を有することで足り、現実に収益をあげることがを要しない。

5. 「営業所」とは、電気工事の作業の管理を行う店舗をいい、本店、支店、営業所、出張所等の名称いかんにかかわらず、実態として、その管理の業務を行ってれば、営業所に該当するが、電気工事の契約の締結、経営管理等のみを行い、具体的な電気工事の作業に関する管理をすべて下部組織等に行わせているような本店等は、営業所には該当しない。

6. 「登録」とは、一定の事項を行政庁に備える特定の帳簿に記載することであって、その本来の目的は、これらの事項を公けに表示し、又は証明することにあるが、本法では登録をしないと電気工事業を営むことができないわけであるから行政法学上の典型的な意味での「登録」ではない。しかし登録の欠格事由を定めているのみで、積極的な登録の基準を設けていない点で行政法学上の典型的な意味での「許可」よりは、はるかに規制が弱い。

なお、登録の効果は、経済産業大臣又は都道府県知事が所定の事項を第 5 条の登録電気工事業者登録簿に記載した時に生じる。

7. 第 2 項の「登録の有効期間」とは、登録の日の翌日から起算し、5 年目に相当する日の前日までの期間をいう（民法第 140 条）。例えば平成 14 年 1 月 8 日が登録の日である場合は、平成 19 年 1 月 8 日が満了の日となる。

「なお効力を有する」場合において、その「効力」が消滅する時点は、更新の登録があった時又は第 6 条第 2 項の規定により登録の拒否の通知を受領した時である。

8. 第3項の「更新の登録」とは、登録電気工事業者の登録を受けた者が5年の登録有効期間の満了後引き続き電気工事業を営もうとするときにさらに登録を受けることをいう。実質的に再登録と同様であるが、登録の有効期間が実体的に継続される効果がある。したがって、手続としては、本条第3項から第5項までの更新の登録に関する規定のほかは、新規に登録を受ける場合と同様に第4条から第7条までの規定が適用される。
9. 第3条第1項又は第3項の登録を受けないで電気工事業を営んだ者は、1年以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されることとなる。

(登録の申請)

- 第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次の事項を記載した登録申請書を経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 営業所の名称及び所在の場所並びに当該営業所の業務に係る電気工事の種類
 - 三 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
 - 四 第19条第1項に規定する主任電気工事士の氏名(同条第2項の場合においては、その旨及び同項の規定に該当する者の氏名)並びにその者が交付を受けた電気工事士免状の種類及び交付番号
- 2 前項の登録申請書には、登録申請者が第6条第1項第一号から第五号までに該当しない者であることを誓約する書面その他の経済産業省令で定める書類を添附しなければならない。

【趣旨】

本条は、登録申請書の記載事項及びその添付書類について定めた規定である。

【解説】

1. 電気工事業の登録を受けようとする者は、その「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」のほか「営業所の名称及び所在の場所並びに当該営業所の業務に係る電気工事の種類」「法人にあつては役員の名」及び「主任電気工事士の氏名及びその者が交付を受けた電気工事士免状の種類及び交付番号」について記載した申請書を作成し、経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

「営業所の名称及び所在の場所並びに当該営業所の業務に係る電気工事の種類」及び「主任電気工事士の氏名及びその者が交付を受けた電気工事士免状の種類及び交付番号」を申請書の記載事項としたのは、登録電気工事業者はその一般用電気工作物に係る電気工事の業務を行う営業所ごとに主任電気工事士を置かなければならず、置いていない場合は、登録の拒否事由(第6条第1項第六号)に該当するからであり、これが電気工事業の登録の重要な要件となっているため、登録に際しチェックする必要があるからである。

したがって、この二つの事項に変更を生じた場合には後述するように当然変更の届出を必要としている。

なお、施行規則第2条第2項第四号に規定する主任電気工事士等は、専らその置かれている営業所において電気工事の作業の管理を行う者であることから、他の営業所又は

他の登録電気工事業者の営業所の主任電気工事士等を兼ねることはできない。また、電気工事業を営む法人の監査役は、商法第 276 条の規定により、当該法人の主任電気工事士となることはできない。

2. 第 1 項第三号の「これらに準ずる者」とは、公益法人の理事等をいい、株式会社の監査役、公益法人の監事等の業務等を監査する者は含まれない。
3. 第 2 項の「経済産業省令で定める書類」とは、具体的には電気工事業法施行規則第 2 条第 2 項で規定されているが、登録申請者が登録の欠格事由に該当しない旨の誓約書、主任電気工事士が登録申請者の従業員であることを証する書面、主任電気工事士等が第一種電気工事士の場合は、免状交付を受けていることを証する書面、第二種電気工事士の場合は、免状の交付を受けた後電気工事に関し 3 年以上の実務経験を証する書面及び第 6 条第 1 項第一号から第四号までに該当しない旨の誓約書、法人にあっては登記簿謄本である。

(登録の実施)

第 5 条 経済産業大臣又は都道府県知事は、前条の規定による登録申請書の提出があつたときは、次条第 1 項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第 1 項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を登録電気工事業者登録簿に登録しなければならない。

【趣旨】

本条は、経済産業大臣又は都道府県知事は、第 4 条第 1 項の登録の申請があつたときは、登録の拒否事由に該当する場合を除き、一定の事項を登録電気工事業者登録簿に登録しなければならないことを定めた規定である。

【解説】

1. 登録は一定の事実及び法律関係を行政庁等に備える特定の帳簿に記載し、一定の法律事実及び法律関係を公けに表わし、又は証明する行為であって、行政庁における登録の受理又は拒否には、裁量の余地がないのが原則である。

本法では、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」等の一部の立法例にみられるような登録の基準を設けていないので、登録の申請があつた場合には、第 6 条第 1 項に規定された登録の拒否事由に該当しない限り経済産業大臣又は都道府県知事は遅滞なく所定の事項を登録簿に記載しなければならない。

したがって、これ以上登録を行うと登録電気工事業者の数が増加することになり過当競争をもたらすおそれがあるなどの産業政策的な観点から登録を拒否することはできないし、また過去に本法等の違反行為をしており、その者に登録を認めることは望ましくないと判断されても、第 6 条第 1 項に該当しない限りその登録を拒否することはできない。

なお、登録簿に所定の事項が記載された時、登録の効果が生じる。

2. 「遅滞なく」とは、時間的即時性は「直ちに」という場合よりゆるやかであるとされている。すなわち、正当な又は合理的な理由による遅れは、許容されると解されており、事情の許す限りもっとも早くという意味である。

(登録の拒否)

第6条 経済産業大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号の一に該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律、電気工事士法第3条第1項、第2項若しくは第3項又は電気用品安全法(昭和36年法律第234号)第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - 二 第28条第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者
 - 三 登録電気工事業者であつて法人であるものが第28条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその登録電気工事業者の役員であつた者でその処分の日から2年を経過しないもの
 - 四 第28条第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であつてその停止の期間に相当する期間を経過しないもの
 - 五 法人であつて、その役員のうちの前四号の一に該当する者があるもの
 - 六 営業所について第19条に規定する要件を欠く者
- 2 経済産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、電気工事業の登録を受けようとする者の人的条件等について規定したものである。

【解説】

1. 本条に定める登録の拒否事由の一つでも該当する者の申請に対しては、他のいかなる事情をも考慮することなく登録拒否する。
2. 第一号から第五号までに列記されている者は、この法律を中心とする法秩序に対し重大な侵害を行ったことのある者及びこれらの者が法人のうちにあつてその業務を行う役員となっている者である。これらの者に電気工事業を行わせると一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安の確保に資するという本法の目的の達成が困難になるおそれがあるので、これを登録の拒否事由としているものである。しかし、これらの者に対し永久に電気工事業を営むことを拒否することは適切でないので、他法の例にもならいそれぞれ拒否事由の時効を設定したものである。
また一度適法に登録を受けた者が、その後これらの事由に該当するに至ったときは、第28条の規定により、登録が取り消されることになる。
3. 第六号では、登録の際、一般用電気工作物に係る電気工事の業務を行う営業所ごとに一定の資格を有する者として法第19条に規定する主任電気工事士等(申請者(法人にあつては、その役員を含む。))が第19条第2項の規定に該当する場合を含む。)を置くことを要求している。

第 19 条の主任電気工事士の設置義務の規定は、この法律第 3 章の業務に関する規制のうちもっとも重要なものと判断されるので、本号において登録申請の段階でチェックすることとしたものである。

4. さらに経済産業大臣又は都道府県知事は、登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないこととなっている。

経済産業大臣又は都道府県知事が虚偽の記載があるのを知らずに登録したときは、その登録は無効ではなく一応有効なものとなる。これをただちに無効としないのは、登録という行政行為が存在した以上それに基づいて形成された法秩序はできるだけ尊重しなければならないという配慮に基づくものである。したがって、その後の行政処分としては、第 28 条第 1 項の規定により不正の手段による登録として取消しを行うべきである。

5. 第 1 項の「重要な事項」又は「重要な事実」とは第 4 条第 1 項及び第 2 項に掲げる事項並びに本条第 1 項各号に関するものが重要な事項又は事実該当する。

6. 第 1 項第一号の「執行を受けることがなくなった」とは、刑の時効（刑法第 31 条）大赦特赦により執行を受けることがなくなったことをいう。

7. 第 1 項第三号の「処分のあつた日前 30 日以内」とは、処分のあつた日の前日を第 1 日目として逆算して 30 日目に当たる日までの期間をいう。

8. 第 1 項第六号の「第 19 条に規定する要件を欠く者」とは、一般用電気工作物に係る電気工事の業務を行う営業所に、第一種電気工事士又は電気工事士法による第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し 3 年以上の実務の経験を有する第二種電気工事士であつて第 6 条第 1 項第一号から第四号まで（登録の拒否事由）に該当しない電気工事士を置いていない者、又は第 19 条第 2 項に規定する者（法人である場合においては、その役員のうちいずれかの役員）にあつては、第一種電気工事士又は電気工事士法による第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し 3 年以上の実務の経験を有する第二種電気工事士でない者をいう。なお、第 19 条第 3 項は、登録後発生した事実がその要件の一部となっているので、新規登録の場合は、事実上適用されない。

9. 本条の登録の拒否事由を隠ぺいするなど不正の手段により第 3 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けた者は、無登録により電気工事業を営んだ場合と同様に 1 年以下の懲役若しくは 10 万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されることとなる。

（登録証の交付）

第 7 条 経済産業大臣又は都道府県知事は、第 3 条第 1 項又は第 3 項の登録をしたときは、登録証を交付する。

- 2 前項の登録証には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 登録の年月日及び登録番号
- 二 氏名又は名称及び住所

【趣旨】

本条は、経済産業大臣又は都道府県知事が交付する登録証について定めた規定である。

【解説】

1. 登録の効果は、第5条の登録電気事業者登録簿に所定事項が記載された時生じるが、登録がそれを受けた者にとって電気事業の経営の基礎となり、また、その事実を第三者に証明する必要性が生じることも考えられるので、登録事項を確認し、登録の事実を証明するため登録証を交付することとした。立法例として、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」等がある。
2. 登録証の記載に誤りがあってもそれが実定力をもつものではなく、電気事業者登録簿の記載内容が実定力をもつものである。
3. 登録証の記載事項の変更は、第10条第2項の規定によりその訂正を受けることが必要である。
4. 登録申請書の記載事項のうち、「氏名又は名称及び住所」と「電気工事の種類」のみを記載し、その他の事項について記載しないこととしたのは、登録証の交付の意義からみて、登録されたことの事実の象徴であることからそれで十分であり、それ以上の実益を認めないからである。

(登録行政庁の変更の場合における経過措置等)

第8条 経済産業大臣の登録を受けた登録電気事業者がその登録を受けた後一の都道府県の区域内にのみ営業所を有することとなつて引き続き電気事業を営もうとするときは、その日から30日間は、当該登録は、なおその効力を有するものとする。その者がその期間内に第3条第1項の都道府県知事の登録を申請した場合において、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項に規定する者は、同項前段に規定する場合に該当して第3条第1項の都道府県知事の登録を受けたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 都道府県知事の登録を受けた登録電気事業者は、その登録を受けた後次の各号の一に該当して引き続き電気事業を営もうとする場合(次条第1項の規定により他の登録電気事業者の地位を承継したことにより次の各号の一に該当して引き続き電気事業を営もうとする場合を除く。)において第3条第1項の経済産業大臣又は都道府県知事の登録を受けたときは、遅滞なく、その旨を従前の登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

一 二以上の都道府県の区域内に営業所を有することとなつたとき。

二 当該都道府県の区域内における営業所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に営業所を設置することとなつたとき。

【趣旨】

本条は、登録を受けた登録電気事業者の営業所に変動があり、第3条(登録)の規定により、登録を受ける行政庁を変更しなければならないときの経過措置及び届出を定めた規定である。

【解説】

1. 本条の内容を具体的に説明すると次の表のとおりとなる。
2. 表に基づいてそれぞれの例示をすると以下のとおりとなる。
 - (1) * aの場合
東京都千代田区と横浜市に営業所を設置していた者が横浜市の営業所を廃止した場合は、従来経済産業大臣(この例示の場合は、施行令第2条第1項の規定により産業保安監督部長である。)の登録であったものが、東京都知事の登録を必要とすることとなる。
この場合においては、横浜市の営業所を廃止したときから30日間は、経済産業大臣の登録は、なおその効力を有することとなる。この30日の間に東京都知事の登録を申請した場合においては、その申請の処分(登録又は登録の拒否)があるまでの間も同様に効力がある。
東京都知事の登録を受けたときは、その旨を遅滞なく経済産業大臣に届出なければならない。
 - (2) * bの場合
東京都千代田区にA営業所を設置している者がさらに浦和市にB営業所を設置した場合は、新たに経済産業大臣(この例示の場合は、施行令第2条第1項の規定により産業保安監督部長である。)の登録が必要となり、その登録を受けなければB営業所を本拠とした電気工事を行うことができない。
経済産業大臣(産業保安監督部長)の登録を受けたときは、遅滞なくその旨を東京都知事に届出なければならない。
 - (3) * cの場合
横浜市にA営業所を設置していた者が、A営業所を廃止して東京都千代田区にB営業所を設置し、東京都知事の登録を受けた場合は、その旨を遅滞なく神奈川県知事に届出なければならない。
3. 行政庁が変更になる場合には、まず従来の事業を廃止し(第11条の規定による廃止の届出をする必要がある。)あらためて、新行政庁の登録を受ける方法もあり、この方法をとることは自由である。この場合には、本条の適用はない。
4. 相続又は合併により行政庁の変更を生じた場合は、本条でなく第9条が適用される。
5. 従前の経済産業大臣(又は産業保安監督部長)又は都道府県知事の登録は、新たに登録を受けたときに失効する。(第13条第1項)
6. 営業所の新設による産業保安監督部長から経済産業大臣への変更は、登録行政庁の変更には該当しないので、本条の適用はなく、第10条第1項の登録事項の変更の届出となる。
7. 第3項第二号の「営業所を廃止」とは、営業所を閉鎖し、その機能(電気工事の施工等)を止めることをいう。したがって、電気工事の施工は止めたが、工事の契約をし、実際の電気工事は下請に出しているという場合も、本法の運用上は、「営業所を廃止」したと解すべきである。
8. 登録行政庁の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、1万円以下の過料が科せ

られる。(第42条第一号)

変更前の登録行政庁	変更前の営業所の設置の範囲	変更後の営業所の設置の範囲等	変更後登録を受ける行政庁	経過処置	新たに登録を受けた旨の届出をする行政庁及び届出期間	根拠条文
経済産業大臣（施行令第2項第1項の規定による産業保安監督部長を含む。）	二件以上の都道府県の区域	一の都道府県の区域 * a	当該都道府県知事（残存した営業所の所在地を管轄する都道府県知事）	変更後30日間は、変更前登録はなお効力を有する。その期間内に登録を申請した場合には、その登録又は登録の拒否処分があるまでの間も同様	経済産業大臣（又は産業保安監督部長）。変更後の登録を受けたとき遅滞なく。	第8条第1項、第8条第2項
都道府県知事	一の都道府県の区域内	二以上の都道府県の区域（第9条の承継の場合を除く。） * b	経済産業大臣（施行令第2条第1項に該当する場合は、当該産業保安監督部長）	なし	従前の登録を受けた都道府県知事。変更後の登録を受けたとき遅滞なく。	第8条第3項
		当該都道府県の区域内を廃止して、他の一の都道府県の区域内（第9条の承継の場合を除く。） * c	他の都道府県知事（新たに設置した営業所の所在地を管轄する都道府県知事）	なし	従前の登録を受けた都道府県知事。変更後の登録を受けたとき遅滞なく。	第8条第3項

(承継)

第9条 登録電気事業者が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録電気事業者について相続、合併若しくは分割（当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その登録電気事業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第6条第1項第一号から第五号までのいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により登録電気事業者の地位を承継した者は、次の各号の一に該当するときは、その承継に係る事業であつて第3条第1項若しくは第3項の都道府県知事の登録を受けたもの又は自ら同条第1項若しくは第3項の都道府県知事の登録を受けた事業について、その承継の時に同条第1項の経済産業大臣の登録を受けたものとみなす。

一 経済産業大臣の登録を受けた登録電気事業者が都道府県知事の登録を受けた登録電気事業者の地位を承継したとき。

二 都道府県知事の登録を受けた登録電気事業者が経済産業大臣の登録を受けた登録電気事業者の地位又は他の都道府県知事の登録を受けた登録電気事業者の地位を承継したとき。

三 登録電気事業者でない者が、同時に、経済産業大臣の登録を受けた登録電気事業者の地位及び都道府県知事の登録を受けた登録電気事業者の地位を承継したとき、又は都道府県知事の登録を受けた二以上の登録電気事業者の地位を承継したとき（その登録をした都道府県知事が同一であるときを除く。）

3 第1項の規定により登録電気事業者の地位を承継した者は、経済産業省令で定めるところにより、承継の日（相続の場合にあつては、その相続の開始があつたことを知つた日）から30日以内に、その旨を経済産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

【趣旨】

本条は、電気事業の全部の譲渡、相続、合併若しくは分割がある場合に、本法による登録電気事業者の権利義務等について定めた規定である。

【解説】

1. 本条は、登録電気事業者が、営業譲渡、相続、合併又は分割によってその事業が他の者に移ったときに、あらためて登録を受け直させるまでの必要はないとの考えから被相続人等の登録を受けたという地位の承継を認めることとしたものである。ただし、相続人等が第6条第1項第一号から第六号までの拒否事由に該当するときは、一旦承継を認めてもただちに第28条の規定により登録を取り消され得る状態にもなるので承継を認める意義はないので、承継しないものとしている。なお、第六号に該当する者（営業所に主任電気工事士を置いていない者）については、主任電気工事士をただちに置くということで十分であるのでこの場合は承継を認めている。なお、この場合には、施行規則第6条第1項の規定による届出が必要であることはいうまでもない。相続のような場合は、当然登録証の変更が伴うので、同条第2項の規定により登録証を添付することとな

る。

2 経済産業大臣の登録にかかる登録電気工事業者の地位の承継に関しては第 2 項に定めるところによるが、これを表に示すと次のとおりとなる。

なお、経済産業大臣の登録を受けたものとみなされたときは、従前の都道府県知事の登録は、その効力を失う。(第 13 条第 2 項)

なお、承継により都道府県知事の登録を受けていた者が経済産業大臣の登録を受けたものとみなされた場合であっても、従前の登録を受けていた都道府県知事への登録行政庁の変更の届出は必要がない。この場合は、法第 15 条の登録証の返納により十分であると解されるからである。

また、承継により営業所の名称、役員の氏名等に変更が生ずる場合は、本条の届出とは別に、第 10 条の規定による登録事項の変更の届出を同時に出すこととなる。

承継を受けた者	承継を受けた電気工事業者の登録の種類	経済産業大臣（又は産業保安監督部長）の登録を受けたとみなされるもの	適用条項
経済産業大臣（又は産業保安監督部長）の登録を受けている者	都道府県知事の登録	承継を受けた都道府県知事の登録	第 9 条第 2 項第一号
都道府県知事の登録を受けている者	経済産業大臣（又は産業保安監督部長）の登録	その者の都道府県知事の登録	第 9 条第 2 項第二号
	他の都道府県知事の登録	その者の都道府県知事の登録及び承継を受けた他の都道府県知事の登録	第 9 条第 2 項第二号
登録を受けていない者	経済産業大臣（又は産業保安監督部長）の登録及び都道府県知事の登録（同時承継に限る。）	承継を受けた都道府県知事の登録	第 9 条第 2 項第三号
	異なった二以上の都道府県知事の登録	承継を受けた都道府県知事の登録	第 9 条第 2 項第三号

3. 第 1 項の「事業の全部の譲渡」とは、登録電気工事業者たる法律上の地位を、他人に移転させることをいう。本法においては全部の譲渡の場合のみ承継を認めている。

「相続」とは、その電気工事業者の包括承継をいい、分割承継は含まれない。相続人は選定により 1 人である場合もあるし、2 人以上が相続する場合もあり得るが、いずれも一の電気工事業者である。

「分割」とは、法人を分割し、新設する法人に登録に係る電気工事業者の全部を承継することである。

「合併後存続する法人」とは、合併する法人の一方が合併後存続する場合であって、い

いわゆる吸収合併によるものである。

「合併により設立した法人」とは、合併により新法人を設立する場合で、いわゆる新設合併によるものである。

「登録電気工事業者の地位」とは、本法に基づく権利義務その他の法律関係のすべてをいい、本法以外の法律関係は含まれない。

「承継」の効果は、事業の譲渡、存続又は合併があった時に発生する。

「相続の開始」は、死亡によって開始する。(民法第 882 条)

承継の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、1 万円以下の過料が科せられることとなる。(第 42 条第一号)

(変更の届出)

- 第 10 条 登録電気工事業者は、第 4 条第 1 項各号に掲げる事項に変更があつたときは、変更の日から 30 日以内に、その旨をその登録をした経済産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 前項の場合において、登録証に記載された事項に変更があつた登録電気工事業者は、同項の規定による届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。
- 3 第 4 条第 2 項の規定は第 1 項の規定による届出に、第 5 条及び第 6 条の規定は同項の規定による届出があつた場合に準用する。

【趣旨】

本条は、登録申請書の記載事項に変更があつたときの届出義務及びその届出の処理方法等について定めた規定である。

【解説】

1. 電気工事業の登録の際に、登録申請書に記載した事項に変更があつた場合は、本条においてはその旨をその登録をした経済産業大臣又は都道府県知事に届出を行えば足りることとしている。その届出は変更のあつた日から 30 日以内にしなければならない。
- この変更の届出は、第 3 項により第 5 条（登録の実施）及び第 6 条（登録の拒否）の規定が準用される。例えば、役員等に変更があつた場合にその役員等が第 6 条の登録の拒否事項に該当する場合には、その変更事項の登録は拒否され、その旨通知を受けた者は、登録の取消し等の措置を講じられることがあり得る。
2. 第 1 項の「第 4 条第 1 項各号に掲げる事項」とは、具体的には、
氏名、名称、住所、法人の代表者の氏名
営業所の名称、所在の場所、当該営業所の業務に係る電気工事の種類
法人の役員の氏名
主任電気工事士の氏名、その者が交付を受けた電気工事士免状の種類及び交付番号
である。
3. 「変更があつたとき」とは、電気工事業者自身の意志に基づく変更の場合のほか、行政区画の変更のような登録事項の変更の場合も含む。
4. 「その旨」とは、氏名、名称、住所等に変更があつたことを指すが、単に変更があつた

ということのみならず、新しい氏名、名称、住所等を明示する必要がある。

5. 第2項の「登録証に記載された事項」とは、氏名、名称、住所及び電気工事の種類である。
6. 変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、2万円以下の過料が科せられることとなる。(第40条第一号)

(廃止の届出)

第11条 登録電気工事業者は、電気工事業を廃止したときは、廃止の日から30日以内に、その旨をその登録をした経済産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

【趣旨】

本条は、登録電気工事業者の現況を正確に把握し、その監督に遺漏のないようにするため、電気工事業を廃止したときの届出義務について定めた規定である。

【解説】

1. 本法でいう「登録電気工事業者」とは第3条の登録を受けた者を指すが、電気工事業を廃止すると登録は失効するので、廃止の時点から「登録電気工事業者」でなくなってしまう。したがって、本条の届出義務が課せられている「登録電気工事業者」とは、厳密には「登録電気工事業者であった者」のことである。

事業の全部を譲渡し、第9条の規定によって承継が行われた場合には、事業の廃止ではないので、本条の届出は必要ない。個人である登録電気工事業者が死亡して相続人が相続を放棄した場合及び法人である登録電気工事業者が解散した場合には、本条の届出をする必要はない。以上により、本条の届出がなされるのは、電気工事業を廃止した個人が生存しているとき、又は法人が存続している場合だけである。

電気工事業を廃止しても、その者に係る本法上の義務がすべて消滅するとは限らない。例えば、登録電気工事業者の死亡により、その相続人たる親族が電気工事業の地位を放棄して承継しなかった場合には、一般承継人として請負いに係る電気工事を完成しなければならないこともあるが、このような場合は当然第17条第1項の規定により引き続き工事を施工するわけである。この場合、この者は同条第3項の規定により、その電気工事を完成する目的の範囲内において登録電気工事業者とみなされることにより、これに伴う本法上の義務は免れることはできないわけである。

なお、この規定は通知電気工事業者が電気工事業を廃止した場合に準用されている。

2. 「廃止」とは、将来再開の予定がなく、電気工事業の全部を止めることである。2カ所の営業所のうち1カ所を廃止するという場合は、事業の廃止ではなく、事業の縮小なので、第10条の変更の届出(営業所の1カ所が他県に所在する場合は新たな登録となる。)をすることになる。また将来再開する意志をもって、電気工事業を一時やめることは電気工事業の「休止」であって「廃止」とはならない。
3. 廃止の届出をせず、また虚偽の届出をした者は、1万円以下の過料に処せられることとなる。(第42条第一号)

(登録証の再交付)

第 12 条 登録電気工事業者は、登録証を汚し、損じ、又は失ったときは、その登録をした経済産業大臣又は都道府県知事に申請し、その再交付を受けることができる。

【趣旨】

本条は、登録証の再交付について定めた規定である。

【解説】

登録証は、登録電気工事業者の登録の事実を証明するものとして交付されているものであるから、これが汚れ、損じ又は失ったときは交付を受けることができることとしたものである。

ただし、登録証はそもそも複数で所持するものではないので、これを汚し、損じたことによって再交付を申請するときは、その登録証を添えて提出しなければならないし、また、登録証を失ってその再交付を受けた者は、失った登録証を発見したときは、遅滞なく、その登録をした経済産業大臣（又は産業保安監督部長）又は都道府県知事にその発見した登録証を提出しなければならない。（施行規則第 9 条第 2 項及び第 3 項）

(登録の失効)

第 13 条 都道府県知事の登録を受けた登録電気工事業者が第 8 条第 3 項に規定する場合において第 3 条第 1 項の経済産業大臣又は都道府県知事の登録を受けたときは、その者に係る従前の都道府県知事の登録は、その効力を失う。

2 登録電気工事業者が第 9 条第 2 項の規定により第 3 条第 1 項の経済産業大臣の登録を受けたものとみなされたときは、その者に係る従前の都道府県知事の登録は、その効力を失う。

3 登録電気工事業者が電気工事業を廃止したときは、その者に係る第 3 条第 1 項又は第 3 項の経済産業大臣又は都道府県知事の登録は、その効力を失う。

【解説】

1. 第 1 項の場合の失効

(1) 東京都に営業所を設け東京都知事の登録を受けていた者が、埼玉県に新たに営業所を設置して経済産業大臣（この例示の場合には実際は産業保安監督部長。以下本条の場合は産業保安監督部長と説明する。）の第 3 条第 1 項の登録を受けたときは、その登録のときに、従前の東京都知事の登録はその効力を失う。

(2) 東京都に営業所を設置して東京都知事の登録を受けていた者が、その営業所を廃止して神奈川県に営業所を設置し神奈川県知事の第 3 条第 1 項の登録を受けたときは、その登録のときに、従前の東京都知事の登録はその効力を失う。

(3) 埼玉県と東京都にそれぞれ営業所を設置して産業保安監督部長の登録を受けていた者が、埼玉県の営業所を廃止して東京都のみに営業所を有することとなって引き続き電気工事業を営むため、東京都知事の第 3 条第 1 項の登録を受けたときは、その登録のときに、従前の産業保安監督部長の登録はその効力を失う。

2. 第 2 項の場合の失効

(1) 経済産業大臣の登録を受けている A 登録電気工事業者が、東京都知事の登録を受けている B 登録電気工事業者からその事業の譲渡を受けたとき、B 登録電気工事業者の

従前の東京都知事の登録はその効力を失う。

- (2) 産業保安監督部長の登録を受けている者が、東京都知事の登録を受けているC登録電気工事業者の地位を承継したとき、C登録電気工事業者に対する従前の東京都知事の登録はその効力を失う。
- (3) 東京都知事の登録を受けていた者が、産業保安監督部長の登録を受けているD登録電気工事業者の地位を承継して、産業保安監督部長の登録を受けたものとみなされたとき、自らの従前の東京都知事の登録はその効力を失う。
- (4) 埼玉県知事の登録を受けた登録電気工事業者と東京都知事の登録を受けた登録電気工事業者の地位を承継した登録電気工事業者でない者が第9条第2項第三号の規定により産業保安監督部長の登録を受けたものとみなされたとき、それぞれ従前の知事の登録はその効力を失う。

3. 第3項の場合の失効

第3項は、実体上電気工事業を廃止したときは、その登録の効力が失われる旨を規定したものである。この登録の失効は、第11条の規定による廃止の届出の有無にかかわりはない。

したがって、一般的には同条の廃止の届出があってはじめて登録行政庁は登録が失効した事実を知り、その登録を消除することになるが、廃止の届出がない場合でも、登録行政庁が廃止の事実を確認できる場合には、職権でその登録を消除できる。

これは、1及び2の失効の場合も同様である。

(登録の消除)

第14条 経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた登録電気工事業者の登録がその効力を失ったときは、その登録を消除しなければならない。

【趣旨】

本条は、登録電気工事業者登録簿を適正に保つために、登録の消除について定めた規定である。

【解説】

1. 登録が効力を失ったときに、登録簿をそのまま放置しておくことは、登録の意義からみて適当なことではなく、かつ、行政上不都合が生じることも考えられるので、登録簿を適正に保つために消除について明確に定めたものである。

その消除は、単なる確認行為であって、消除の時と失効の時は必ずしも一致しない。

失効の事実は、届出により確認されるのが一般的であるが必ずしも届出による確認がすべてではない。前条に解説したとおり登録行政庁が事実行為として確認する場合もあり、その場合は職権で登録を消除する場合があることはもちろんである。

2. 「登録がその効力を失う」とは第13条(登録の失効)各項に該当したとき、登録を取り消されたとき、登録の有効期間が経過したとき等である。

3. 「登録の消除」とは、登録簿から記載事項を消し除くことである。

(登録証の返納)

第 15 条 登録電気事業者は、その登録が効力を失ったときは、その日から 30 日以内に、その登録をした経済産業大臣又は都道府県知事にその登録証を返納しなければならない。

【趣旨】

本条は、登録が失効した場合に、その登録証の返納義務を定めた規定である。

【解説】

1. 登録証は、登録の象徴であるから登録が失効したとき、当然その効力も同時に失うが、これをそのままにしておくと、登録電気事業者でない者等に悪用されて不測の事態が起こるおそれがあるので、従前の登録電気事業者に対して返納義務を課したものである。
2. 「その日から」とは、登録の効力を失った日からの意であり、第 13 条（登録の失効）各項に該当する場合はそれぞれ同項に規定する日、登録の取消しの場合はその者にその通知が到達した日である。
3. 登録証の返納をしなかった者は 1 万円以下の過料が科せられることとなる。（第 42 条第二号）

（登録電気事業者登録簿の謄本の交付等）

第 16 条 何人も、経済産業大臣又は都道府県知事に対し、その登録をした登録電気事業者に関する登録電気事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

【趣旨】

本条は、登録電気事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧について定めた規定である。

【解説】

1. 登録電気事業者が登録を受けているかどうか、あるいはどのような処分を受けているか否かはその取引先その他関係人にとって重大な問題であるので、何人に対しても登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求できることとしたものである。
2. 「謄本」とは、原本の写しであって、原本と同一の文字符号によって完全に転写したものをいう。そのためもちろん登録行政庁の謄本たる証明がなされていることが必要である。

（登録の消除の場合における電気工事の措置）

第 17 条 第 14 条の規定により登録電気事業者が登録を消除された場合においては、登録電気事業者であつた者又はその一般承継人は、登録の消除前に締結された請負契約に係る電気工事を引き続いて施工することができる。この場合において、当該登録電気事業者であつた者又はその一般承継人は、登録の消除の後、遅滞なく、その旨を当該電気工事の注文者に通知しなければならない。

- 2 経済産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、公益上必要があると認めるときは、当該電気工事の施工の差止めを命ずることができる。

- 3 第 1 項の規定による電気工事を引き続いて施工する者は、当該電気工事を完成する目的の範囲内においては、なお登録電気工事業者とみなす。
- 4 電気工事の注文者は、第 1 項の規定による通知を受けた日から 30 日以内に限り、その電気工事の請負契約を解除することができる。

【趣旨】

本条は、登録電気工事業者が登録を削除された場合において、その者の請負契約にかかる電気工事の施工についての注文者等の利益を害しない措置等について定めた規定である。

【解説】

1. 登録電気工事業者又はその一般承継人が登録の有効期限切れ、登録の取消し、廃業等により登録が削除され、その結果、請負契約に係る電気工事を途中で中止し、又は長期間放置するようなことになるのは、保安の確保上好ましいことではなく、かつ、注文者に対し予期しない損害を与えるおそれがある。したがって、この場合は登録電気工事業者であった者又はその一般承継人は、その電気工事を完成する目的の範囲内において、なお登録電気工事業者とみなし、登録削除前に締結された請負契約に係る電気工事を引き続いて施工できることとした。(第 1 項前段、第 3 項)
2. しかしながら、これらの者が引き続いて電気工事を施工するときは、注文者の利益を保護するため次のような規定を設けた。
 - (1) 登録電気工事業者であった者又はその一般承継人は、登録の消除の後、遅滞なくその旨を注文者に通知することを要し(第 1 項後段) 注文者は、その通知を受けた日から 30 日以内に限り損害賠償なしにその契約を解除できる特例を設けたものである。(第 4 項)(民法第 641 条には請負人が仕事を完成せざる間は、注文者は何時にても損害を賠償して契約の解除を為すことを得ると定めている。)
 - (2) 経済産業大臣又は都道府県知事は、公益上必要があると認めるときは、その電気工事の施工差止めを命ずることができることとした。しかしこの命令に対する違反者の罰則がない。その理由は、差止めの命令が発動されると、第 3 項の「第 1 項の規定による電気工事を引き続いて施工する者は、当該電気工事を完成する目的の範囲内においては、なお登録電気工事業者とみなす。」とする規定の適用が解除され、登録電気工事業者とみなされなくなる。そのため、この命令に違反して電気工事を施工するとすれば、無登録で電気工事業を営んだ者として 1 年以下の徴役、10 万円以下の罰金又は併科が科せられる(第 36 条第一号) こととなるからである。
 - (3) 電気工事を引き続いて施工する登録電気工事業者であった者又はその一般承継人は、その間は登録を受けた登録電気工事業者とみなされる(第 3 項)ので、その工事を施工している間は当然第 3 章(業務)の規定の適用を受けることとなる。
3. 第 1 項の「一般承継人」とは、他人の権利義務を一括して承継する者をいう。相続による相続人、合併後存続する法人又は合併により設立した法人がその例である。
4. 第 2 項の「公益上必要があると認めるとき」とは、本法の場合特に電気保安上広く社会一般の利益を確保するうえで必要であると認めるときという意味で、客観的に必要性のあることを要する。

「差止め」とは、不作為義務を命ずることである。差止めは、これが現実に行われて

いる状態について、それを将来にわたり禁止する趣旨で使用されるのが通例であるからである。

- 5 登録の消除前に締結された請負契約に係る電気工事を引き続いて施工することを注文者に通知しなかった者は2万円以下の罰金が科せられることとなる。(第40条第二号)

(自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始の通知等)

第17条の2 自家用電気工作物に係る電気工事(以下「自家用電気工事」という。)のみに係る電気工事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、その事業を開始しようとする日の10日前までに、二以上の都道府県の区域内に営業所を設置してその事業を営もうとするときは経済産業大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設置してその事業を営もうとするときは当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

2 経済産業大臣に前項の規定による通知をした通知電気工事業者は、その通知をした後一の都道府県の区域内にのみ営業所を有することとなつて引き続き電気工事業を営もうとする場合において都道府県知事に同項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に通知しなければならない。

3 都道府県知事に第1項の規定による通知をした通知電気工事業者は、その通知をした後次の各号の一に該当して引き続き電気工事業を営もうとする場合において経済産業大臣又は都道府県知事に同項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、その旨を従前の同項の規定による通知をした都道府県知事に通知しなければならない。

一 二以上の都道府県の区域内に営業所を有することとなつたとき。

二 当該都道府県の区域内における営業所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に営業所を設置することとなつたとき。

4 第10条第1項の規定は第1項の規定による通知に係る事項に変更があつた場合に、第11条の規定は通知電気工事業者が電気工事業を廃止した場合に準用する。この場合において、第10条第1項及び第11条中「その登録をした」とあるのは「第17条の2第1項の規定による通知をした」と、「届け出なければならない」とあるのは「通知しなければならない」と読み替えるものとする。

【趣旨】

本条は、自家用電気工作物に係る電気工事(以下「自家用電気工事」という。)のみに係る電気工事業を営もうとする者について電気工事業の事業の開始、廃止の通知の義務等を定めた規定である。

【解説】

1. 第1項は、自家用電気工事のみに係る電気工事業を営もうとする者は、その事業を開始しようとする日の10日前までに、経済産業大臣又は都道府県知事にその旨を通知する義務を規定したものである。

2. 自家用電気工事のみに係る電気工事業を営もうとする者については、「登録」でなく、行政庁に事業の開始を知らしめるだけの「通知」を採用したのは、次の理由による。すなわち、従来法において電気工事業者の営業について登録制をとっているのは、電気工事業者として不適格な者をあらかじめ排除することにより、一般用電気工作物の設置者

である一般家庭等の需要家がその電気工事を確実に適格な電気工事業者に依頼できるようにするためであるが、自家用電気工作物の場合、その設置者は電気事業法の規定により電気保安の監督者たる電気主任技術者を選任若しくは一定要件を満たす者等に保安の監督に関する業務を委託しており、依頼する電気工事について自らが適格な電気工事業者を選定することが可能であることから、あえて行政庁においてすべての電気工事業者の適格性をあらかじめチェックしておく必要性に乏しいからである。

なお、本条において「届出」ではなく「通知」としたのは、法令上ともに一定の事項、事実等を知らせることをいうものであり、両者に大きな差異は認められないものの「届出」は通常、電気事業法等の各種規制法で用いられる場合が多いこともあり、一般通念上、極めて弱い若しくは若干の規制的色彩を有するものと考えられ、他方、「通知」は規制法に限らず一般的な法律に用いられていることもあり、一般通念上、規制色はあまり感じられないものと考えられることから、自家用電気工作物に係る電気工事業者については単に事業の開始という事実を知らせるだけで十分との観点を踏まえ、比較的規制色の感じられない「通知」という用語を用いたものである。

「経済産業省令で定めるところ」とは、施行規則第10条の2に規定されている内容で、通知書の記載事項と添付書類について定められている。記載事項は、「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」のほか「営業所の名称及び所在の場所」、「法人にあっては役員の氏名」及び「電気工事業の開始予定年月日」であり、添付書類としては、通知者が登録の欠格事由に該当しない旨の誓約書、法人にあっては登記簿謄本である。

通知者が登録の欠格事由に該当する場合は、第17条の3（事業開始の延期等の勧告）の規定が適用される。

3. 第2項は、経済産業大臣に第1項の規定による通知をした通知電気工事業者がその通知後、一の都道府県の区域内にのみ営業所を有することとなった場合、第1項の規定に基づき都道府県知事に通知するとともに、遅滞なくその旨経済産業大臣に通知する義務を規定したものである。
4. 第3項は、都道府県知事に第1項の規定による通知をした通知電気工事業者が、二以上の都道府県の区域内に営業所を有することとなったときは、第1項の規定に基づき経済産業大臣に、他の一の都道府県知事の区域内のみに営業所を設置することとなったときは、第1項の規定に基づき新営業所が設置された都道府県知事に、それぞれ通知したときは、遅滞なくその旨を従前の第1項の規定による通知をした都道府県知事に対しても通知する義務を規定したものである。
5. 第4項は、通知電気工事業者に対しても第10条第1項（変更の届出）及び第11条（廃止の届出）の規定が準用される旨を規定したものである。
- 6 本条第1項に規定する通知をしなかった場合若しくは変更の通知をしなかった場合又は虚偽の通知をした場合には2万円以下の罰金が科せられることとなる。（第40条第三号）
- 7 本条第2項若しくは第3項若しくは廃止の通知をしなかった場合又は虚偽の通知をした場合には1万円以下の過料が科せられることとなる。（第42条第三号）

(事業開始の延期等の勧告)

第 17 条の 3 経済産業大臣又は都道府県知事は、前条第 1 項の規定による通知があつた場合において、当該通知をした者が第 6 条第 1 項第一号から第五号までの一に該当する者であつて、その業務の適正な実施が確保されないおそれが明らかであると認めるときは、その者に対し、その事業を開始しようとする日の前日までに限り、事業の開始の延期その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

【趣旨】

本条は、前条第 1 項の規定による通知をした者に対し、経済産業大臣又は都道府県知事は、事業開始の延期等の勧告ができる旨を規定したものである。

【解説】

1. 本条を設けた理由は、以下のとおりである。

すなわち、自家用電気工作物の場合、その設置者は電気主任技術者若しくは一定の要件を満たす者にその保安の監督をさせている。

したがって、自家用電気工作物の設置者にあつては、電気工事に際しても相当程度の確実性をもって自ら適格な業者を選定し得るものと考えられる。

しかしながら、本法の目的とする自家用電気工作物の保安の確保をより確実なものとしていくためには、設置者による業者の選定能力にある程度期待をすとしても、これを補完するものとして、行政庁としても、本法を中心とする法秩序に対して重大な侵害を行ったことのある者及びこれらの者が法人のうちにあつてその業務を行う役員となっている者のなかでも特に悪質なもの等について、これを積極的に排除していくことも極めて重要と判断したものである。

2. 「業務の適正な実施が確保されないおそれが明らかであると認めるとき」とは、電気工事業者が本法第 6 条第 1 項第一号から第五号までの登録の拒否要件に該当するに至ったことが数度にわたっている場合若しくはその内容が極めて悪質であると認められる場合等を想定している。

3. 「その他必要な措置」としては、電気工事業者が法人でありその役員に極めて不適格な者が含まれている場合に、その者を役員から除くよう勧告すること等が考えられる。

(省令への委任)

第 18 条 この章に定めるもののほか、登録の手續、登録電気工事業者登録簿の様式、第 17 条の 2 第 1 項の規定による通知の手續その他登録又は同項の規定による通知に関する手續的事項については、経済産業省令で定める。

【趣旨】

本法は、第 2 章に定めるもののほか、登録及び通知に関する手續的事項について、経済産業省令で定めることを定めた規定である。

第 3 章 業務

本章は、電気工事業者について、一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安の確保の観点から主任電気工事士の設置等所要の規制について定めたものであり 8 条からなつて

いる。

本章の規定は、第 34 条第 1 項に定めるところにより、建設業法第 2 条第 3 項に規定する建設業者であって、電気工事業を営む者に対しても適用される。

(主任電気工事士の設置)

第 19 条 登録電気工事業者は、その一般用電気工作物に係る電気工事（以下「一般用電気工事」という。）の業務を行う営業所（以下この条において「特定営業所」という。）ごとに、当該業務に係る一般用電気工事の作業を管理させるため、第一種電気工事士又は電気工事士法による第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し三年以上の実務の経験を有する第二種電気工事士であつて第 6 条第 1 項第一号から第四号までに該当しないものを、主任電気工事士として、置かなければならない。

2 前項の規定は、登録電気工事業者（法人である場合においては、その役員のうちいずれかの役員）が第一種電気工事士又は電気工事士法による第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し 3 年以上の実務の経験を有する第二種電気工事士であるときは、その者が自ら主としてその業務に従事する特定営業所については、適用しない。

3 登録電気工事業者は、次の各号に掲げる場合においては、当該特定営業所につき、当該各号の場合に該当することを知つた日から 2 週間以内に、第 1 項の規定による主任電気工事士の選任をしなければならない。

- 一 主任電気工事士が第 6 条第 1 項第一号から第四号までの一に該当するに至つたとき。
- 二 主任電気工事士が欠けるに至つたとき（前項の特定営業所について、第 1 項の規定が適用されるに至つた場合を含む。）
- 三 営業所が特定営業所となつたとき。
- 四 新たに特定営業所を設置したとき。

【趣旨】

本条は、登録電気工事業者が一般用電気工作物に係る電気工事の業務を行う営業所（以下「特定営業所」という。）ごとに置く、主任電気工事士等に関する事項を定めた規定である。

【解説】

1. 第 1 項は、登録電気工事業者について、特定営業所ごとに、第一種電気工事士又は第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し 3 年以上の実務経験を有する第二種電気工事士を「主任電気工事士」として置く義務を規定したものである。これは、一般用電気工事に関し経験のない者が登録電気工事業者となる場合もあり得るので、登録電気工事業者が保安上万全を期して工事を施工するには、一般用電気工事の内容からみて、その作業を管理させるため第一種電気工事士又は第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し 3 年以上の実務の経験を有する第二種電気工事士を特定営業所ごとに置くことが必要であると判断したことによるものである。

2. 主任電気工事士の職務の内容については、次条（第 20 条）第 1 項において定められている。

3. 主任電気工事士をその設置する特定営業所ごとに置かないで電気工事業を営もうとする者（その営業所についてその者（法人である場合はその役員を含む。）が第一種電気工事

士又は第二種電気工事士であって電気工事に関し3年以上の実務の経験を有し、自ら主としてその業務に従事する場合を除く。)が登録申請をしたときは、第6条第1項第六号の登録の欠格事由により登録を拒否することとなる。

4. 主任電気工事士の資格として、第一種電気工事士又は第二種電気工事士免状の交付を受けた後3年以上の実務経験を有することとしたのは、その職務が単に電気工事士として一般用電気工事の作業に従事するのみでなく、その作業の管理の職務を行う義務が課せられているためであり、その職務を十分に履行するには、作業従事者としての資格を有するのみでは不十分であり、作業を管理するという立場から電気工事に関し高度な専門的知識、技能を有する第一種電気工事士又は第二種電気工事士であって、電気工事に関する実務経験を有する者が行うべきであるとの判断にしたがったものである。(第一種電気工事士は、資格取得に当たって一定の実務経験を有することが要件として課せられている。)
5. 電気工事士と主任電気工事士の関係のような例は、(イ)理容師法における理容師と管理理容師、(ロ)美容師法における美容師と管理美容師、(ハ)道路運送法における運転免許者と運行管理者、(ニ)建設業法における電気工事士の資格者と主任技術者の例がある。
6. 第2項は、主任電気工事士に関し、いわゆる「一人親方」の場合の特例を定めたものである。現在、電気工事士で自らただ一人で電気工事業を営んでいる者は、相当数にのぼっており、これらの者が別に主任電気工事士を置かなければならないとするならば、その実状からみてこれらの者については深刻な問題となる。したがって、その者が主任電気工事士たる要件を備えている場合は、その者をその特定営業所に置くべき主任電気工事士と同等に扱っても本法の目的は十分達成されるものと判断したことから、第1項の規定を適用しないこととしたものである。
7. 第3項は、登録電気工事業者が新たに主任電気工事士を選任しなければならない場合の規定である。

すなわち、主任電気工事士等がこの法律等の規定に違反して罰金以上の刑に処せられるに至った時あるいは主任電気工事士が辞職したような場合は2週間以内に主任電気工事士を選任しなければならない。また、その営業所が特定営業所になった場合、新たに特定営業所を設置した場合も、その設置の日から2週間以内に主任電気工事士を選任しなければならない。ただし、第2項の規定に該当する電気工事業者あるいは法人である場合にあってはその役員が自らその特定営業所の業務に従事することとした場合は、それをもって主任電気工事士を選任したものとみなすべきであることは当然である。

いずれにしても本項の場合は、第10条第1項の規定により登録事項の変更の届出が必要となる。したがって、主任電気工事士が欠けた日から2週間以内に新たな主任電気工事士を選任し、その選任の日(この日を変更のあった日とする。)から30日以内に主任電気工事士の届出をすることとなる。
8. 登録電気工事業者は、その特定営業所ごとに主任電気工事士を選任するという意味は、特定営業所単位に「専任」の主任電気工事士を置くということであり兼務は認められない。また、電気工事業者が異なる場合も認められない。

したがって、この点を明らかにするため施行規則第2条第2項第三号（同第7条第二号の場合も同様）では「主任電気工事士が登録申請者の従業員であることを証する書面」を添附すべきことを定めている。

9. 第3項第二号の「主任電気工事士が欠けるに至つたとき」とは、死亡又は退職したときのほか、旅行、疾病その他の事故により相当期間にわたり主任電気工事士がその特定営業所の業務に係る一般用電気工事の作業を管理することが不可能な状態も含むと解すべきである。
10. 主任電気工事士を選任しなかった者は、3万円以下の罰金が科せられる。（第39条第一号）

（主任電気工事士の職務等）

第20条 主任電気工事士は、一般用電気工事による危険及び障害が発生しないように一般用電気工事の作業の管理の職務を誠実に行わなければならない。

2 一般用電気工事の作業に従事する者は、主任電気工事士がその職務を行うため必要があると認めてする指示に従わなければならない。

【趣旨】

本条は、主任電気工事士の職務に対する義務及び一般用電気工事の作業に従事する者は主任電気工事士の指示に従わなければならない旨を定めた規定である。

【解説】

1. 本条では、主任電気工事士の職務の内容及び義務について、必ずしも明確に定めていないが主任電気工事士の職務は、「一般用電気工事による危険及び障害が発生しないように一般用電気工事の作業の管理」をすることにあることから判断してその内容は、

- (1) 配線図の作成及び変更、これに関与しない場合はそのチェックをすること。
- (2) 一般用電気工事が本法及び電気関係法規に違反しないように管理すること。すなわち、(イ)第21条の規定により電気工事士でない者が電気工事の作業に従事しないことの監視（もちろん、自から従事すべきことを指示してはならない。）、(ロ)第23条の規定により表示のない電気用品の使用の監視、(ハ)第27条第1項及び第2項の規定により危険等防止命令を受けた場合のその遵守義務、(ニ)電気設備の技術基準の適合性等電気関係法規の遵守である。
- (3) 第29条第1項の規定により立入検査を受ける場合の立ち会い
- (4) 一般用電気工事の検査結果の確認
- (5) 第26条に定める帳簿の記載上の管理監督
- (6) その他一般用電気工事に関する一般的な管理監督

等々と解することができる。主任電気工事士は特定営業所にあつて、これらの職務を誠実に行う義務が課せられており、本条はこれを訓示的に規定しているものである。このことから、主任電気工事士は、一般用電気工作物の保安確保上重要な立場にあるといえよう。

2. 第2項は、第1項と同様に訓示規定であり、指示違反に罰則はない。これは、主任電気工事士の指示が施工場所等により臨機応変に行われるものであるので、第1項と同じ理

由で、指示の効果を罰則をもって担保することは妥当でないとの考えによるものである。

3. なお、第 19 条第 2 項の規定により、自から主として特定営業所においてその業務に係る一般用電気工事の作業を管理する者、いわゆる一人親方等については、本条の適用がないわけであるが、これは、当然経営者として、より高い視野からその職務に当たることから考えて、あえて本条のごとき規定を設けなかったものである。

(電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させることの禁止)

第 21 条 電気工事業者は、その業務に関し、第一種電気工事士でない者を自家用電気工事(特殊電気工事(電気工事士法第 3 条第 3 項に規定する特殊電気工事をいう。第 3 項において同じ。))を除く。)の作業(同条第 1 項の経済産業省令で定める作業を除く。)に従事させてはならない。

2 登録電気工事業者は、その業務に関し、第一種電気工事士又は第二種電気工事士でない者を一般用電気工事の作業(電気工事士法第 3 条第 2 項の経済産業省令で定める作業を除く。)に従事させてはならない。

3 電気工事業者は、その業務に関し、特種電気工事資格者(電気工事士法第 3 条第 3 項に規定する特種電気工事資格者をいう。)でない者を当該特殊電気工事の作業(同項の経済産業省令で定める作業を除く。)に従事させてはならない。

4 電気工事業者は、第 1 項の規定にかかわらず、認定電気工事従事者(電気工事士法第 3 条第 4 項に規定する認定電気工事従事者をいう。)を簡易電気工事(同項に規定する簡易電気工事をいう。)の作業に従事させることができる。

【趣旨】

本条は、電気工事業者が電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させることを禁止した規定である。

【解説】

1. 電気工事士法第 3 条では、電気工事士等でない者が電気工事の作業に従事することを禁止しているが、電気工事業者が電気工事士の規定の趣旨に反して電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させることは、条理上からもまた保安を確保するうえからも妥当なものではないのでこの規定を設けたものである。

本条に違反し、罰則の適用を受けた者は、その後 2 年間は電気工事業を営むことができなくなり、かつ、主任電気工事士として他に雇用される道も 2 年間はとざされることとなる。(第 6 条第 1 項)

2. 本条第 1 項及び第 2 項の「経済産業省令で定める作業」とは、電気工事士法施行規則第 2 条の規定により、電気工事士でなくても電気工事の作業に従事することができる作業であり概括的にいうと、工事材料の運搬等一般用電気工作物の保安確保上特に重要性をもたない作業、電気工事士の実施する作業を補助する作業である。

3. 本条第 3 項の「経済産業省令で定める作業」とは、電気工事士法施行規則第 2 条の 2 第 2 項の規定により、特種電気工事資格者でなくても特殊電気工事の作業に従事することができる作業である。概括的にいうと、特種電気工事資格者の実施する作業を補助する作業である。

4. 電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させた者は、3月以下の懲役、3万円以下の罰金又はこれらの併科が科せられる。(第37条第一号)
- なお、この場合作業を行った電気工事士でない者は、3月以下の懲役又は3万円以下の罰金が科せられることとなる。(電気工事士法第14条)

(電気工事を請け負わせることの制限)

第22条 電気工事業者は、その請け負った電気工事を当該電気工事に係る電気工事業を営む電気工事業者でない者に請け負わせてはならない。

【趣旨】

本条は、電気工事業者がその請け負った電気工事を当該電気工事に係る電気工事業を営む電気工事業者でない者に請け負わせることを禁止した規定である。

【解説】

電気工事業者は、その請け負った電気工事を完成させる義務があるが、必ずしも自らその電気工事を行う必要はない。本法は、これを下請に行わせることを禁止していない。しかしながら、本法が電気保安の確保上当該電気工事に係る電気工事業を営む電気工事業者でなければ電気工事を行ってはならないこととしている趣旨にしたがって、電気工事業者が自ら電気工事を完成しない場合であっても、その電気工事を下請に出す場合は、必ず当該電気工事に係る電気工事業を営む電気工事業者に下請させることを義務付けたものである。これは、前条の規定と同様、本法の目的に照らし、電気工事業者としての電気保安の確保という使命についての自覚を自ら律すべきとしたものである。そのため、本条の違反に対しては前条と同様の罰則規定が設けられている。

なお、本条は、電気工事業者以外の者が電気工事を請け負うことを禁止した条文ではない。電気工事の請負契約は、本法の電気工事業者でなくともできる。(ただし、1件の請負金額が500万円以上の工事については、当然建設業法の許可を受けた建設業者が行うべきである。)しかし、その電気工事を施工し得る者は、電気工事業者のみである。

(電気用品の使用の制限)

第23条 電気工事業者は、電気用品安全法第10条第1項の表示が付されている電気用品でなければ、これを電気工事に使用してはならない。

2 電気用品安全法第27条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

【趣旨】

本条は、電気工事業者が、電気用品安全法において定める所定の表示が付されていない電気用品を使用することを禁止した規定である。

【解説】

1. 電気用品安全法第28条第1項は、電気保安の確保上、極めて責任の重い立場にある電気事業法第2条第1項第十号に規定する電気事業者、同法第38条第4項に規定する自家用電気工作物を設置する者、電気工事士法に規定する電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者に対し、電気用品安全法第10条第1項に規定するところによる電気用品の製造事業者又は輸入事業者が所定の表示を附した電気用品でなければ電気工

事に使用してはならないことを定めている。しかしながら、同法では電気工事業者についてはこれを適用していないため、一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安確保上重要な立場にある電気工事業者に対しても、その電気工事に配線材料等として電気用品を使用する場合は、前述の電気用品安全法と同様の規制を行うことが必要であるという判断により本条が規定されたものである。

2. 電気工事に際し、工具として電気用品(例えば、電気ドリル)を使用することがあるが、一般用電気工作物を構成するものでない電気用品は、本条の対象とならない。
- 3 第2項では、電気用品安全法第27条第2項の規定を第1項の場合に準用しているので、同法の規定により特定用途向けとして承認を受けた電気用品については、所定の表示が附されていない場合でも電気工事に使用して差し支えない。
4. 第1項の「電気工事に使用してはならない」とは、工事の対象となる一般用電気工作物及び自家用電気工作物の一部を構成するものとして、使用することを禁止する意味である。
5. 所定の表示のない電気用品を使用した者は、10万円以下の罰金に処せられる。(第38条)
6. 本条に違反をして電気工事の作業をした電気工事業者である電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者は、電気用品安全法第28条第1項の違反となり、同法第57条の規定により1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処せられることともなる。また、本条の違反をした電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者が電気工事業者の従業員であるときは、その雇主である電気工事業者は、電気用品安全法の両罰規定の適用を受ける。なお、その行為者が雇人であるが、電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者以外の者のときは、電気用品安全法の両罰規定の適用はない。

(器具の備付け)

第24条 電気工事業者は、その営業所ごとに、絶縁抵抗計その他の経済産業省令で定める器具を備えなければならない。

【趣旨】

本条は、電気工事業者に対し、その営業所ごとに、電気工事の検査に必要な器具の備え付け義務を定めた規定である。

【解説】

1. 電気工事業者は、その使用する電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者が電気工事士法第5条第1項に定めるところにより一般用電気工作物に係る電気工事の作業に従事するときは、電気事業法第56条第1項の経済産業省令で定める技術基準に、自家用電気工作物に係る電気工事の作業(電気工事士法第3条第1項及び第3項の経済産業省令で定める作業を除く。)に従事するときは同法第39条第1項の経済産業省令で定める技術基準に適合するようにその電気工事の作業をすべき体勢を整えるべきである

ことから、その電気工事が適正に行われたかどうかを検査すること等のために必要な絶縁抵抗計等の検査器具の備え付け義務を課したものである。

その器具は施行規則第 11 条において一般用電気工事のみの業務を行う営業所にあつては、「絶縁抵抗計」、「接地抵抗計」並びに「抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計」、自家用電気工事の業務を行う営業所にあつては、さらに加えて「低圧検電器」、「高圧検電器」、「継電器試験装置」、「絶縁耐力試験装置」と定めている。ただし、継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置にあつては、必要なときに使用し得る措置が講じられているものを含むとしており、これら二つの器具は、工事の各段階で使用するよりも、設備完成時の検査時等で使用することが主であり使用頻度も少なく他の器具と比較するとかかなり高価なため、同業者との賃貸契約又は他の営業所（自社）から必要時にすぐにもってきて、検査をすることができる等の措置が講じられている営業所については、備え付けられていると判断することとしている。

2. 施行規則第 11 条に定める器具を備えなかった者は、3 万円以下の罰金に処せられることとなる。（第 39 条第二号）

（標識の掲示）

第 25 条 電気工事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その営業所及び電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

【趣旨】

本条は、電気工事業者の標識の掲示義務を定めた規定である。

【解説】

1. 本条は、電気工事業者に対して、その営業所及び電気工事の施工場所ごとにその見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の事項を記載した標識を掲げなければならないことを定めている。すなわち、電気工事業者は注文により電気工事業を営むものであることから、注文主にとって電気工事業者が、適法に登録を受けているか、その営業所の所在の場所がどこにあるか等が大きな関心事であるから、これらの事実を一般に容易に識別できるように標識の掲示を義務付けたものである。さらに電気工事業者が標識を掲げることにより、その姿勢を正し、もって電気保安の確保の意識高揚を図ることをもねらいとしている。
2. 法第 34 条第 2 項及び第 3 項の規定により、電気工事業者とみなされた建設業者についても、同様に本条が適用される。
3. 標識を掲げない者は、1 万円以下の過料に処せられることとなる。（第 42 条第四号）

（帳簿の備付け等）

第 26 条 電気工事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

【趣旨】

本条は、電気工事業者が営業所ごとに帳簿を備え、経済産業省令で定める必要な事項を記載しなければならないことを定めている。

【解説】

1. 本条は、電気工事業者にその業務の状況を把握させることにより電気保安に関する自覚と責任の高揚を図るとともに、監督行政庁においては、その状況を常に適確に把握しておこうとするものである。

電気工事業者は、帳簿を備え、経済産業省令で定められた所定の事項を記載すれば足りるのであって、カード式、伝票式、とじ込み式等帳簿の体裁は問わない。

この帳簿は、記載の日から5年間保存しておかなければならない。

2. 施行規則第13条第1項において、その記載すべき事項として次のとおり定めている。

- | |
|--------------------|
| 一 注文者の氏名又は名称及び住所 |
| 二 電気工事の種類及び施工場所 |
| 三 施工年月日 |
| 四 主任電気工事士等及び作業者の氏名 |
| 五 配線図 |
| 六 検査結果 |

配線図及び検査結果についての記載内容は、その工事の種類あるいは規模によって異なるのは当然である。

3. 帳簿を記載せず、虚偽の記載をし、又は保存しなかった者は、1万円以下の過料に処せられることとなる。(第42条第五号)

第4章 監督

この章は、電気工事業者に対する行政庁の監督権限について定めたものであり、電気工事業者に対する危険等防止命令、登録の取消し、立入検査等の5条からなっている。

本章の規定は、前章と同様、第34条第1項、第2項及び第3項に定めるところにより、建設業法第2条第3項に規定する建設業者であって電気工事業を営む者に対しても、登録の取消しに係る部分を除き適用される。

(危険等防止命令)

第27条 経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた登録電気工事業者又はこれらに第17条の2第1項の規定による通知をした通知電気工事業者が次の各号の一に該当するときは、当該登録電気工事業者又は通知電気工事業者に対し、電気工事による危険及び障害の発生の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 登録電気工事業者又はこれらに第17条の2第1項の規定による通知をした通知電気工事業者が故意又は過失により電気工事を粗雑にしたために危険及び障害が発生したとき、又は発生するおそれが大であるとき。
- 二 第23条又は第24条の規定に違反して電気工事業を営んでいるとき。

- 2 都道府県知事は、他の都道府県知事の登録を受けた登録電気事業者又は他の都道府県知事に第 17 条の 2 第 1 項の規定による通知をした通知電気事業者であつて当該都道府県の区域内において業務を行うものが前項各号の一に該当する場合には、当該登録電気事業者又は通知電気事業者に対し、当該都道府県の区域内における業務に関し、電気工事による危険及び障害の発生の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録電気事業者の登録をし又は当該通知電気事業者に係る第 17 条の 2 第 1 項の規定による通知を受けた都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 経済産業大臣は、都道府県知事の登録を受けた登録電気事業者又は都道府県知事に第 17 条の 2 第 1 項の規定による通知をした通知電気事業者が第 1 項各号のいずれかに該当するときは、当該都道府県知事に対し、同項の規定による命令に関し、必要な指示をすることができる。

【趣旨】

本条は、行政庁が電気事業者に対し、電気工事による危険等の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができること、経済産業大臣が都道府県知事に対して必要な指示ができることを定めた規定である。

【解説】

1. 本条は、電気事業者が故意又は過失により電気工事を粗雑にしたために危険及び障害が発生したとき、又は発生するおそれが大であるとき、電気事業者が電気用品安全法に定める表示を附した電気用品以外の電気用品を使用して電気工事を施工しているとき、又は第 24 条に定める器具を備付けないで電気工事を施工しているときに経済産業大臣（本条の権限は施行令第 2 条第 2 項の規定により産業保安監督部長の権限となっているので、以下本条の解説において産業保安監督部長と表現する。）又は都道府県知事は、当該電気事業者に対し、電気工事による危険及び障害の発生の防止のために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとしたものである。
2. 産業保安監督部長又は都道府県知事は第 27 条第 1 項本文の必要な措置としてその登録を受けた登録電気事業者又はこれらに第 17 条の 2 第 1 項の規定による通知をした通知電気事業者に対し、ただちに当該電気工事を中止して危険等を除去すべきを命じ、技術基準に適合して電気工事を施工するよう命じ、表示を附していない電気用品の取替えを命じ、絶縁抵抗計等の備付けを命じ、施工方法の改善を命じたりすることができることとし、これにより一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安を施工途上で確保しようとするものである。
3. 第 1 項第一号の「故意又は過失により」とは、営利を目的とするために保安上の施工工程を手抜きしたり（例えば建売住宅を安く完成しようとするために技術基準を無視した工事を行うような場合）施工場所の状態から判断して保安上無理な注文であるにもかかわらず、これを受注して工事を完成したり、当然なすべき検査を実施しなかった等により、感電事故、漏電による火災、停電等の事故が他の電気工作物へ波及する事故あるいは障害等が生じ又は生じるおそれがある場合をいう。

4. 第2項は、例えば埼玉県知事の登録を受けた者が、東京都内で第1項に該当する工事をしている場合に、第1項と同様の命令を東京都知事が当該電気工事業者に出し得ることを定めた規定であり、電気保安の確保上緊急性を有する場合もあるので当然の措置といえる。
5. なお、同様の主旨から、施行令第2条第2項の規定において、経済産業大臣の登録を受けた者又は経済産業大臣に第17条の2第1項の規定による通知をした者に対する命令については、当該命令の対象となる施工場所及び営業所の所在地を管轄する産業保安監督部長が行うべきことを定めている。
6. 本条の命令違反は、第28条の登録の取消し等に関係してくるので、当該登録電気工事業者を登録し、又は当該通知電気工事業者に係る第17条の2第1項の規定による通知を受けた都道府県知事はその事実を把握しておく必要があることから、第3項に定めるところにより当該処分をした都道府県知事は、遅滞なく、その旨を当該登録をし又は当該通知を受けた都道府県知事に通知することを定めている。同様に5のような場合は、産業保安監督部長は、経済産業大臣に通知しなければならないのは当然である。
7. 第4項は、都道府県知事が行う本条の規定に基づく命令に関し、経済産業大臣が電気保安の確保上必要な指示ができるとしたものであり、これは登録又は通知に係る所管行政庁の管轄にかかわらず、電気保安の確保上緊急性を要する場合等においては国が指示できるようにするための措置である。
8. 本条の命令に違反した者に対しては罰則の規定がないが、次条で述べるとおり、違反した者に対しては登録の取消し又は6月以内の事業停止の行政処分が行い得ることとなっている。

(登録の取消し等)

- 第28条 経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた登録電気工事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内に期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 第6条第1項第一号、第三号又は第五号の規定に該当することとなつたとき。
 - 二 第10条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - 三 第19条第3項、第21条第1項、第2項若しくは第3項又は第22条の規定に違反したとき。
 - 四 前条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。
 - 五 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- 2 経済産業大臣又は都道府県知事は、これらに第17条の2第1項の規定による通知をした通知電気工事業者が次の各号の一に該当するときは、6月以内の期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 一 第6条第1項第一号、第三号又は第五号の規定に該当することとなつたとき。
 - 二 第17条の2第4項において準用する第10条第1項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。
 - 三 第21条第1項若しくは第3項又は第22条の規定に違反したとき。
 - 四 前条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。

- 3 経済産業大臣又は都道府県知事は、前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。
- 4 第17条第1項の規定は、登録電気事業者又は通知電気事業者が第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられた場合に準用する。

【趣旨】

本条は、登録の取消し等について定めた規定である。

【解説】

1. 本条第1項各号に掲げるものは、いずれも本法の規定に違反した場合である。本法の登録に当たっては、登録電気事業者たるものについて「性善」の立場をとっているのに対し、本条による登録の取消しは登録電気事業者に「性悪」を認め、そのような者に事業を継続させては、本法の目的の達成に重大な支障があるとしてするものであるから、この取消しを受けると以後2年間は、登録を受けることができなくなるし、その者(法人である場合はその役員を含む。)が他の電気事業者の主任電気工事士になることも同様に2年間はできなくなる。また、情状によっては、登録の取消し処分を行うことは苛酷に過ぎると思われるときもあるので、そのような場合には6月以内の事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとしている。また、通知電気事業者に対しても6月以内の事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとしている。(第2項)

本条による処分をしようとするときは、第30条の規定による聴聞を行い、当事者に意見を述べる機会を与えなければならない。

2. 第一号に掲げる事由は、第6条の登録の拒否事由に該当するに至ったときに登録をそのままにしておくことは、拒否事由を設けた趣旨に反するからである。

なお、第6条第二号及び第四号を含めなかったのは、これらは、登録を取り消されたこと又は事業の停止命令を受けたことに係るものであり、条理上起り得ないからである。また同条第六号を含めなかったのは、第19条第3項において主任電気工事士が欠けた場合の選任義務を規定しているため、この規定に違反したときに第1項第三号により登録の取消し又は事業の停止命令を行うこととしたからである。

3. 第二号から第四号までに掲げる事由は、いずれもこの法律を中心とする法秩序に対する重大な侵害であり、これらをそのまま放置することは法秩序を維持し、この法律の目的を達成することが困難になるからである。

これらの事由を具体的に挙げると次のとおりである。

- (1) 第10条第1項の規定違反(第二号) 変更の届出義務違反。(通知電気事業者にも適用)
- (2) 第19条第3項の規定違反(第三号) 主任電気工事士の選任義務違反。
- (3) 第21条第1項、第2項若しくは第3項の規定違反(第三号) 電気工事士でない者を電気工事の作業に従事させることの禁止義務違反。(通知電気事業者にも適用。ただし第2項は適用除外)
- (4) 第22条の規定違反(第三号) 当該電気工事に係る電気事業者でない者に請け負わせることの禁止義務違反。(通知電気事業者にも適用)
- (5) 第27条第1項又は第2項の命令違反(第四号) 危険等防止命令違反。(通知

電気工事業者にも適用)

4. 第五号に掲げる事由は、他の電気工事業者の主任電気工事士を自己の主任電気工事士と偽ったり、拒否事由に該当することを隠して登録を受けたこと等をいう。
5. 登録は、第3項の規定による取消しの通知が相手方に到達した時にその効力を失う。
6. 事業の停止命令に違反した者は、1年以下の懲役、10万円以下の罰金又はこれらの併科が科せられることとなる。(第36条第三号)

(報告及び検査)

- 第29条 経済産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、経済産業大臣にあつては電気工事業を営むすべての者について、都道府県知事にあつては当該都道府県の区域内で電気工事業を営む者(経済産業大臣の登録を受けた者及び経済産業大臣に第17条の2第1項の規定による通知をした者を除く。)について、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に営業所、電気工事の施行場所その他業務に係のある場所に立ち入り、その業務に係のある帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。ただし、個人の居住の用に供されている場所は、関係者の承諾を得た場合でなければ、立ち入らせてはならない。
- 2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【趣旨】

本条は、経済産業大臣又は都道府県知事が、この法律の施行に必要な限度において、電気工事業を営む者から報告を徴収し、又はこれらの者の営業所、電気工事の施工場所その他業務に係る場所に、その職員に立ち入らせ、業務に係るある帳簿書類等を検査させ、又は質問させることができる旨を定めた規定である。

【解説】

1. 報告の徴収の権限は、この法律の施行に必要な限度で行使しなければならないことは当然であるが、一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安の確保の重要性にかんがみ、電気工事業を営むすべての者からその業務に関し必要な報告を求めることができることとしている。しかし、本法の立法趣旨からして経理等の一般業務について報告を求めることはできない。
2. 検査についても、その権限をこの法律の施行に必要な限度で行使しなければならないのは当然であり、1で述べたとおり経理等の一般業務について検査することはできない。なお、工事の施工場所等が個人の居住の用に供されている場合は、住居の不可侵の観点から関係者の承諾を得た場合でなければ、立ち入ることはできない。
3. 第3項は、本条の立入検査権は行政上の措置であつて、刑事訴訟手続の一環としての犯罪捜査のためのものでないことを注意的に規定したものである。

4. 報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、2万円以下の罰金に処せられることとなる。(第40条第四号)
5. 検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、2万円以下の罰金に処せられることとなる。(第40条第五号)

(聴聞の特例)

- 第30条 経済産業大臣又は都道府県知事は、第28条第1項又は第2項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 2 第28条第1項又は第2項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
 - 3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第17条第1項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

【趣旨】

本条は、経済産業大臣又は都道府県知事が電気工事業者の登録を取消し、又はその事業の停止命令をしようとするときには、事前に公開による聴聞を行わなければならないことを定めた規定であり、不当な行政処分により国民の権利に重大な侵害を与えないようにするためである。

【解説】

- 1 聴聞は、行政機関が行政処分等の一定の権力行使をするに当たって、その行為について、その行為の相手方その他の利害関係人の意見を聞くためにとられる手続である。これによって、行政行為が公正適切に行われることを確保しようとするものである。
- 2 本条の聴聞は国民の権利を守るための重要な手続であるので、これを行わないで登録の取消し等の処分をしても、その処分は無効である。

(不服申立ての手続における意見の聴取)

- 第31条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く。)は、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。
- 2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。
 - 3 第1項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

【趣旨】

本条は、行政不服審査法による審査請求又は異議申立てに対して却下以外の裁決又は決定をしようとするときには、事前に公開による意見の聴取を行わなければならないことを定めた規定である。

【解説】

1. 本法の実体審議を必要としない却下の裁決又は決定については、意見の聴取を要しないこととしている。
これは、審査請求又は異議申立てが法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときになされるものであり、意見の聴取を行う意義がないからである。
2. 「この法律の規定による処分」とは、登録の拒否（第6条）、電気工事差止命令（第17条第2項）、危険等防止命令（第27条第1項、第2項）、登録の取消し及び事業停止命令（第28条第1項、第2項）である。
3. 経済産業大臣又は都道府県知事は、意見の聴取を行おうとする場合には、期日、場所及び事案の内容を、当該処分に係る者に対し、予告し、（第1項、第2項）意見の聴取に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。（第3項）
4. 「予告」の場合、処分にかかる者が行方不明（例えば、第28条第3項の規定により通知した場合に、その通知があて先不明で返送されてくる等）の場合には、官報又は都道府県公報への掲載をもって予告したものとみなすものとする。
5. 「利害関係人」とは、本法の規定による経済産業大臣又は都道府県知事の処分によって自己の権利を侵害され得る地位にある者に限られ、単に間接的に不利益を受ける者は含まれない。
6. 意見聴取会の実施等に関する手続は、施行規則によって定められている。

第5章 雑則

この章は4条から成り、手数料、苦情の処理、建設業者に対する特例及び権限の委任に関して定めたものである。

（手数料）

第32条 次に掲げる者（経済産業大臣に対して手続を行おうとする者に限る。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第3条第3項の更新の登録を受けようとする者
- 二 登録証の訂正を受けようとする者
- 三 登録証の再交付を受けようとする者
- 四 登録電気工事業者登録簿の謄本の交付を請求しようとする者
- 五 登録電気工事業者登録簿の閲覧を請求しようとする者

【趣旨】

本条は、手数料を徴収すべき法律上の根拠を規定したものである。

【解説】

1. 法第3条第1項の登録を受けようとする者は、登録免許税法別表第1第105項1号の登録免許税を、法第32条に掲げる手続を行おうとする者は手数料を納付しなければ

ならない。

登録免許税は、現金にて税務署へ納付し、手数料は、国庫の収入となるものについては収入印紙で、都道府県の収入となるものについては別に都道府県条令で定めるところにより（収入証紙によるところが多い。）納付することになる。

2. 手数料の具体的な額（経済産業大臣に対して手続きを行おうとする者に限る。）は、電気工事業法施行令第1条により、次のとおり定められている。

- | |
|--|
| 一 法第3条第3項の更新の登録を受けようとする者1件につき14,400円1件につき11,800円 |
| 二 登録証の訂正又は再交付を受けようとする者1件につき2,150円1件につき1,150円 |
| 三 登録電気工事業者登録簿の謄本の交付を請求しようとする者1枚につき820円1枚につき610円 |
| 四 登録電気工事業者登録簿の閲覧を請求しようとする者1回につき710円1回につき430円 |

（苦情の処理）

第33条 経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた登録電気工事業者又はこれらに第17条の2第1項の規定による通知をした通知電気工事業者と注文者との間の電気工事に関して生じた苦情の処理のあつせん等に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、経済産業大臣又は都道府県知事に対し、電気工事に関して生じた苦情の処理のあつせん等に努めるべきことを定めた規定である。

【解説】

1. 苦情の処理のあつせん等とは、例えば一般需要家たる注文者が電気工事業者に対し、比較的簡単な電気工事を依頼したにもかかわらず、正当な理由なくその依頼に応じなかったことについて、苦情の申立てがあった場合、両者のいい分を聴いて工事着手を勧奨するとか、他の電気工事業者を紹介する等のことである。

2. 「注文者」とは、第一義的には一般需要家である注文者をいう。注文者が下請発注した建設業者の場合は、建設業者間の問題であり、本法の目的から逸脱することが多いと考える。

3. 「あつせん等」とは、あつせん、助言、勧告、指導等をいい、調停、仲裁は含まない。

（建設業者に関する特例）

第34条 第二章及び第28条中登録の取消しに係る部分の規定は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者には、適用しない。

2 前項に規定する者であつて電気工事業を営むもの（次項に規定する者を除く。）については、前項に掲げる規定を除き、第3条第1項の経済産業大臣又は都道府県知事の登録を受けた登録電気工事業者とみなしてこの法律の規定を適用する。

3 第1項に規定する者であつて自家用電気工事のみに係る電気工事業を営むものについ

ては、同項に掲げる規定を除き、経済産業大臣又は都道府県知事に第 17 条の 2 第 1 項の規定による通知をした通知電気工事業者とみなしてこの法律を適用する。

- 4 第 1 項に規定する者は、電気工事業を開始したとき（次項に規定する場合を除く。）は、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があつたとき、又は当該電気工事業を廃止したときも、同様とする。
- 5 第 1 項に規定する者は、自家用電気工事のみに係る電気工事業を開始したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。その通知に係る事項について変更があつたとき、又は当該電気工事業を廃止したときも、同様とする。
- 6 登録電気工事業者が建設業法第 2 条第 3 項に規定する建設業者となつたときは、その者に係る第 3 条第 1 項又は第 3 項の経済産業大臣又は都道府県知事の登録は、その効力を失う。

【趣旨】

本条は、建設業法第 3 条第 1 項の許可を受けた建設業者であつて、電気工事業を営む者に対する本法の適用に関して、特例を定めた規定である。

【解説】

1. 第 1 項、第 2 項及び第 3 項は、建設業法の許可を受けた建設業者（業種は問わない。）に対する本法の適用について明らかにしたものである。

(1) 第 1 項では、建設業法の許可を受けた建設業者には、第 2 章（登録）及び第 28 条中登録の取消しに係る部分の規定を適用しないこととしている。これは、これらの者に対する登録の二重規制を排除するためのものである。

(2) 第 2 項では、第 1 項の建設業者が実際に本法の電気工事業を営む場合においては、これらの者は本法の登録を受けた登録電気工事業者とみなし、第 2 章（登録）及び第 28 条中登録の取消しに係る部分の規定を除き適用することとしている。

これは、建設業法の許可を受けた建設業者であっても、電気工事業を営むときは、第 1 項により本法の登録は不要であるとしても、第 3 章（業務）、第 4 章（監督）等の規定を適用し、建設業法では規制できないところの一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安の確保について必要な規制を加えることが必要だからである。

なお、建設業法の許可を受けている建設業者であつて電気工事業を営むものとは、次のような者である。

(イ) 主として電気配線工事を請負う者（「電気工事業」の許可を受けている者）であつて、第 2 条第 1 項に定める電気工事を施工する者

(ロ) 主として電気配線工事以外を請負う者（「電気工事業」以外の許可を受けている者（建設業法第 4 条の規定により、許可を受けた建設業に附帯する他の工事を請け負うことができる。））であつて附帯工事として第 2 条第 1 項に定める電気工事を施工する者

のそれぞれをいう。

(3) 第 3 項では、第 1 項の建設業者が実際に本法の自家用電気工事のみに係る電気工事業を営む場合においては、これらの者は本法の通知をした通知電気工事業者とみなし、第 2 章（登録）及び第 28 条中登録の取消しに係る部分の規定を除き適用することとしている。これは、第 2 項の登録電気工事業者とみなされた者に対する適用

と同じ趣旨に基づくものである。

2. 第4項は、建設業法の適用を受けた建設業者が、電気工事業を開始したとき等における経済産業大臣又は都道府県知事への届出等に関する規定である。これは、これらの者が本法の規定を受けることとなるので、行政上必要な範囲の事項を届出させるものである。
3. 第5項は、建設業法の適用を受けた建設業者が、自家用電気工事のみに係る電気工事業を開始したとき等における経済産業大臣又は都道府県知事への通知等に関する規定である。これも、これらの者が本法の規定を受けることとなるので、行政上必要な範囲の事項の通知をさせるものである。
4. 行政庁が変更になる場合は、様式第19(変更届)の届出を、変更後の行政庁及び従前の行政庁にそれぞれ提出させるものとするが、従前の行政庁への届出は、様式第19の余白に変更後の行政庁名と提出年月日を記載させるだけとし、添付書類は省略させるものとする。
5. 業務の開始等の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、2万円以下の罰金が科せられることとなる。(第40条第一号)
6. 第6項は、登録電気工事業者が、建設業法の許可を受けた場合、その者に係る経済産業大臣又は都道府県知事の登録はその効力を失うことを定めている。これは、第2項又は第3項の規定に基づき登録電気工事業者とみなされるためであるが、この場合、当該事業者は、第4項又は第5項の規定に基づく届出又は通知を行う必要がある。

(権限の委任)

第35条 この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、産業保安監督部長に行わせることができる。

【趣旨】

本条は、監督行政の適正化、事務手続の円滑化等のため必要があるときは、政令で定めるところにより、経済産業大臣の権限に属する事項を産業保安監督部長に委任して行わせることができる旨定めた規定である。

【解説】

1. 施行令では、登録等に係る事項につき、営業所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある者に関するものは、当該営業所の所在地を管轄する産業保安監督部に権限を委任することとしたが、危険等防止命令(第27条第1項)については、保安の確保上その行政主体は現地主義に徹すべきであるとして産業保安監督部長に委任し、報告及び立入検査(第29条第1項)についても、同様の判断から産業保安監督部長に委任することとしたが、この場合には、経済産業大臣が自らその権限を行使できる道を残している。
2. 具体的には施行令第2条では、第1項において法第3条第1項(新規登録)及び第3項(更新登録)第7条第1項(登録証の交付)第8条第2項(登録行政庁の変更の届出)第9条第3項(承継の届出)第10条第1項(第17条の2第4項において準用す

る場合を含む。)(登録事項の変更の届出)第11条(第17条の2第4項において準用する場合を含む。)(廃止の届出)第12条(登録証の再交付)第14条(登録の消除)第15条(登録証の返納)第16条(謄本の交付等)第17条第2項(電気工事の差止め命令)第17条の2第1項(自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始の通知)及び第2項(通知行政庁の変更の通知)第17条の3(事業開始の延期等の勧告)第28条第1項(登録の取消し等)及び第2項(事業の停止命令)第30条第1項(聴聞の特例)第34条第4項(建設業者の届出)第34条第5項(建設業者の通知)並びに改正法附則第12条第2項(自家用電気工事のみに係る電気工事業を営む者の通知)及び第13条(建設業者の届出又は通知)の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、営業所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある者に関するものは、当該営業所の所在地を管轄する産業監督部長が行うものと定め、第2項においては法第27条第1項(危険等防止命令)及び第29条第1項(報告及び立入検査)の規定に基づく経済産業大臣の権限は、電気工事業を営む者の営業所の所在地、電気工事の施工場所その他業務に係のある場所を管轄する産業保安監督部長が行うものと定めている。ただし、法第29条第1項の規定に基づく権限については、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げないと定めている。

第6章 罰則

この章は7条から成り、この法律の規定に違反した者等に対する刑事罰又は秩序罰に関する規定を定めている。

その内容については省略するが、本法の罰則における最高刑は第3条第1項又は第3項の登録を受けないで電気工事業を営んだ者、不正の手段により登録を受けた者又は事業の停止命令に違反して電気工事業を営んだ者に対するもので、1年以下の懲役若しくは10万円以下の罰金又はこれの併科である。

(罰則)

第36条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第3条第1項又は第3項の登録を受けないで電気工事業を営んだ者
- 二 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けた者
- 三 第28条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者

第37条 次の各号の一に該当する者は、3月以下の懲役若しくは3万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第21条第1項、第2項又は第3項の規定に違反して自家用電気工事の作業又は一般用電気工事の作業に従事させた者
- 二 第22条の規定に違反して電気工事を請け負わせた者

第38条 第23条の規定に違反して電気用品を使用した者は、10万円以下の罰金に処する。

第39条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- 一 第19条第3項の規定に違反して主任電気工事士の選任をしなかつた者
- 二 第24条の規定に違反して同条に規定する器具を備えなかつた者

第40条 次の各号の一に該当する者は、2万円以下の罰金に処する。

- 一 第 10 条第 1 項又は第 34 条第 4 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第 17 条第 1 項後段の規定（第 28 条第 4 項において準用する場合を含む。）に違反して通知をしなかつた者
- 三 第 17 条の 2 第 1 項、同条第 4 項において準用する第 10 条第 1 項又は第 34 条第 5 項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者
- 四 第 29 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第 29 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第 41 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 36 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則 抄

（施行期日）

第 1 条

この法律は、公布の日から起算して 6 月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 （昭和 53 年 4 月 24 日法律第 27 号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中不動産の鑑定評価に関する法律第 11 条第 1 項の改正規定、第 2 条、第 3 条、第 5 条及び第 6 条の規定、第 19 条中特許法第百七条第 1 項の改正規定、第 20 条中実用新案法第 31 条第 1 項の改正規定、第 21 条中意匠法第 42 条第 1 項及び第 2 項の改正規定、第 22 条中商標法第 40 条第 1 項及び第 2 項の改正規定、第 28 条中通訳案内業法第 5 条第 2 項の改正規定並びに第 29 条及び第 30 条の規定は、昭和 53 年 5 月 1 日から施行する。

附則 （昭和 56 年 5 月 19 日法律第 45 号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 （昭和 58 年 5 月 25 日法律第 57 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、肥料取締法の一部を改正する法律（昭和 58 年法律第 40 号）附則第 1 条の政令で定める日から施行する。

附則 （昭和 59 年 5 月 1 日法律第 23 号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行する。

附則（昭和62年9月1日法律第84号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行する。

（電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第8条 第2条の規定による改正後の電気工事業の業務の適正化に関する法律（以下「新電気工事業法」という。）第21条第1項及び第3項の規定は、施行日から2年間は、適用しない。

第9条 この法律の施行の際現に第2条の規定による改正前の電気工事業の業務の適正化に関する法律（以下「旧電気工事業法」という。）第3条第1項又は第3項の登録を受けている者は、新電気工事業法第4条第1項第二号の電気工事の種類は一般用電気工作物（新電気工事業法第2条第5項に規定する一般用電気工作物をいう。以下同じ。）に係る電気工事（同条第1項に規定する電気工事をいう。以下同じ。）である旨及び新電気工事業法第4条第1項第四号の電気工事士免状の種類は第二種電気工事士免状（新電気工事士法第4条第1項に規定する第二種電気工事士免状をいう。）である旨の新電気工事業法第3条第1項又は第3項の登録を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新電気工事業法第3条第1項又は第3項の登録を受けたものとみなされる者に係る同条第2項の規定の適用については、その者が旧電気工事業法第3条第1項又は第3項の登録を受けた日に新電気工事業法第3条第1項又は第3項の登録を受けたものとみなす。

3 旧電気工事業法の規定による電気工事業者登録簿は、新電気工事業法の規定による登録電気工事業者登録簿とみなす。

第10条 この法律の施行の際現に旧電気工事業法第3条第1項又は第3項の登録を受けている者であつて自家用電気工作物に係る電気工事（以下「自家用電気工事」という。）に係る電気工事業（新電気工事業法第2条第2項に規定する電気工事業をいう。以下同じ。）を行う営業所（新電気工事業法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）を有しているもの（次条第1項に規定する者を除く。）については、新電気工事業法第4条第1項第二号に掲げる事項に変更があつたものとみなして新電気工事業法第10条第1項の規定を適用する。この場合において、同項中「変更の日から30日以内」とあるのは、「電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第八十四号）の施行の日から6月以内」とする。

第11条 この法律の施行の際現に旧電気工事業法第3条第1項又は第3項の都道府県知事の登録を受けている者であつて自家用電気工事のみに係る電気工事業を行う営業所を当該都道府県以外の都道府県の区域内に有しているものは、施行日から6月間は、新電気工事業法第3条第1項の通商産業大臣の登録を受けなくても、引き続きその電気工事業を営むことができる。その者がその期間内に同項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により同項に規定する者が引き続き電気工事業を営むことができる間は、その者に係る旧電気工事業法第3条第1項又は第3項の都道府県知事の登録は、なおその効力を有する。

3 第1項に規定する者が新電気工事業法第3条第1項の通商産業大臣の登録を受けたときは、その者に係る従前の都道府県知事の登録は、その効力を失う。

4 第1項に規定する者は、新電気工事業法第3条第1項の通商産業大臣の登録を受けたときは、遅滞なく、その旨を従前の登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

第 12 条 この法律の施行の際現に自家用電気工事のみに係る電気工事業を営んでいる者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に規定する建設業者（次条において「建設業者」という。）であつて当該電気工事業を営んでいるものを除く。）は、施行日から 6 月間は、新電気工事業法第 17 条の 2 第 1 項の規定による通知をしないで、引き続きその電気工事業を営むことができる。

2 前項に規定する者は、通商産業省令で定めるところにより、同項に規定する期間内に、二以上の都道府県の区域内に営業所を設置してその事業を営んでいるときは通商産業大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設置してその事業を営んでいるときは当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3 前項の通知をした者は、新電気工事業法第 17 条の 2 第 1 項の規定により通商産業大臣又は都道府県知事に通知をした者とみなす。

第 13 条 この法律の施行の際現に旧電気工事業法第 34 条第 3 項の規定により通商産業大臣又は都道府県知事に届出をした建設業者であつて自家用電気工事に係る電気工事業を行う営業所を有しているものは、通商産業省令で定めるところにより、施行日から 6 月以内に、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 この法律の施行の際現に自家用電気工事のみに係る電気工事業を営んでいる建設業者は、通商産業省令で定めるところにより、施行日から 6 月以内に、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

第 14 条 旧電気工事業法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新電気工事業法の相当規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

第 15 条 次の各号の一に該当する者は、2 万円以下の罰金に処する。

一 附則第 12 条第 2 項又は附則第 13 条第 2 項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

二 附則第 13 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第 16 条 附則第 11 条第 4 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、1 万円以下の過料に処する。

附則（平成 5 年 11 月 12 日法律第 89 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第 2 条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第 13 条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第 13 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第 14 条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利

益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第15条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成11年7月16日法律第87号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中地方自治法第250条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第250条の9第1項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。第40条中自然公園法附則第9項及び第10項の改正規定(同法附則第10項に係る部分に限る。))第244条の規定(農業改良助長法第14条の3の改正規定に係る部分を除く。))並びに第472条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第6条、第8条及び第17条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第7条、第10条、第12条、第59条ただし書、第60条第4項及び第5項、第73条、第77条、第157条第4項から第6項まで、第160条、第163条、第164条並びに第202条の規定 公布の日

(国等の事務)

第159条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第161条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第160条 この法律(附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第163条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第2条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第161条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁(以

下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第2条第9項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第162条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第163条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第164条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第18条、第51条及び第184条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第250条 新地方自治法第2条第9項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第251条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第252条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則 (平成11年8月6日法律第121号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成12年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第1条及び第2条の規定、第4条中高圧ガス保安法第五十九条の九第六号、第五十九条の二十八第1項第五号、第59条の29第3項及び第59条の30の改正規定並びに第11条の規定並びに附則第3条から第7条まで、第9条から第13条まで、第15条から第22条まで、第24条、第30条、第53条から第65条まで、第67条及び第78条の規定(通商産業省設置法(昭和27年法律第275号)第4条第七十二号及び第5条第1項の改正規定を除く。) 平成12年10月1日

五 第3条中火薬類取締法第28条第1項の改正規定(「防止するため、」の下に「保安の確保のための組織及び方法その他通商産業省令で定める事項について記載した」を加える部

分に限る。) 同法第 35 条第 1 項の改正規定(「火薬庫に」を「火薬庫並びにこれらの施設における保安の確保のための組織及び方法に」に改める部分に限る。)及び同条第 2 項の改正規定(「適合しているかどうか」の下に「並びに第 28 条第 1 項の認可を受けた危害予防規程に定められた事項のうち保安の確保のための組織及び方法に係るものとして通商産業省令で定めるものを実施しているかどうか」を加える部分に限る。) 第 5 条及び第 10 条の規定並びに附則第 31 条から第 34 条まで、第 45 条から第 50 条まで、第 76 条、第 77 条及び第 79 条の規定 平成 13 年 4 月 1 日

附則 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律(第 2 条及び第 3 条を除く。)は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附則 (平成 12 年 5 月 31 日法律第 91 号)

(施行期日)

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 90 号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日が独立行政法人農林水産消費技術センター法(平成 11 年法律第百 83 号)附則第 8 条の規定の施行の前日である場合には、第 31 条のうち農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第 19 条の 5 の二、第 19 条の六第 1 項第四号及び第 27 条の改正規定中「第 27 条」とあるのは、「第 26 条」とする。

附則 (平成 14 年 5 月 29 日法律第 45 号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日が農業協同組合法等の一部を改正する法律(平成 13 年法律第 94 号)第 2 条の規定の施行の前日である場合には、第 9 条のうち農業協同組合法第 30 条第 12 項の改正規定中「第 30 条第 12 項」とあるのは、「第 30 条第 11 項」とする。

附則 (平成 16 年 6 月 9 日法律第 94 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 7 条及び第 28 条の規定は公布の日から、附則第 4 条第 1 項から第 5 項まで及び第 9 項から第 11 項まで、第 5 条並びに第 6 条の規定は平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第 26 条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第 27 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令委任)

第 28 条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 29 条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、新鉱山保安法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新鉱山保安法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 (平成 18 年 3 月 31 日法律第 10 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第 211 条 この法律 (附則第 1 条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。) の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第 212 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。